

歌志内市議会会議録

第2日目（平成25年6月12日）

（午前 9時56分 開議）

開 議 宣 告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則により、会議録署名議員に1番梶敏さん、7番本田加津子さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（山崎数彦君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部幸雄君） 報告いたします。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（山崎数彦君） 日程第3 これより一般質問を行います。

順次、発言を許します。

質問順序1、議席番号6番女鹿聡さん。

一つ、生活保護基準引き下げと生活困窮者自立支援法に関する今後の対応と市の認識について。

一つ、フッ化物洗口について。

一つ、公営、市営住宅管理について。

以上、3件について。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） おはようございます。

今回トップバッターで、ちょっとまだ緊張をしておりますけれども、よろしくお願ひいたします。

今回、三つお聞きしたいと思います。

一つ目、生活保護についてです。

生活困窮者の存在を保障する生活保護制度の理念を覆す同法改革案と生活困窮者自立法案が衆議院で可決されました。ことし8月から3年間の国費ベースで670億円、総額740億円の削減を行おうとしているものであります。この大幅削減が強行されるなら、受給者と国民の暮らしに甚大な影響を及ぼし、とりわけ子育て世代への打撃は深刻になると言われております。

また、保護が必要な人を福祉事務所窓口で追い返す仕組みが大問題になったのに対し、本質を変えない修正案を加えただけで、こぞって多くの党が賛成しました。

今回の2法案は、保護を受ける手続のハードルを引き上げて受給者を減らすと同時に、受給者への生活費出資や健康への管理を強めることで保護費を圧縮することを狙った、かつてない制度改悪と見てとれます。今は口頭でも受け付ける保護申請を、多くの書類をつくらないと申請さえ受け付けると法文化したことは、国民誰にも保障されている申請権の侵害であり、生活保護法に照らして違法とされている水際作戦の合法化になります。

そのため、自民、公明、民主3党は、生活困窮者を支援する団体や法律家から批判が集中したため、書類を提出できない特別な事情がある人は例外扱いとするという一文を加え、修正を施し、衆議院可決を押し切りました。しかし、保護が必要な人を排除する危険は、いささか変わっておりません。それどころか、修正したことで、書類提出こそは大原則であり、書類提出がない場合の申請受理は、ごくごく限られたケースにとどまるということを可能にするお墨つきを与えたものになりました。改定でも運用は変わらないという政府の言いわけは、全く成り立ちません。

また、保護申請者を扶養する能力があるとみなされた人に対し、福祉事務所の調査権限の強化の分掌は、扶養の義務化に踏み込むもので、生活苦に陥っても申請すらできない人や親族に迷惑がかかると申請をためらう人が激増し、貧困による餓死、孤立死が相次ぐ事態を引き起こし兼ねません。

ここで私が質問するのは、生活保護基準引き下げが8月から行われることに、国からの政策だということで、この気持ちで申請者、受給者を迎え入れてほしくないからであります。これから国が行おうとしていることに対し、市がどれだけの危機感を持っているのか、どう考えているのかを聞くために、以下のことを質問いたします。

①8月からの生活保護（生活扶助）基準引き下げに伴う受給者に対する試算はされているのか伺いたい。

②生活保護基準引き下げで、今後、生活保護以外で影響があると考えられることはあるか伺いたい。

③「生活保護申請手続の変更」と「扶養義務強化」について、今後の生活保護業務と申請にどんな影響があるか伺いたい。

④「生活困窮者自立支援法」は、生活保護申請する手前で、支援する市の内容は入っていま

すが、どう考えているかお聞きしたいと思います。

続いて、二つ目の、フッ化物洗口についてお聞きしたいと思います。

今、幼稚園、小学校とフッ化物洗口を行っております。しかし、本当にそれが安全かどうかという問題では、多くの疑問や心配事があります。3月定例会でも質問しましたが、今回、再度、このフッ化物洗口について質問をしたいと思います。

なぜ、安全と言われているのか。それは、果たして本当に安全と言えるのか。子供の健康を考える上で、このフッ化物洗口は大きな問題を抱えているのではないかと感じます。それを学校と教育委員会の間でどう話し合いがされ、それを保護者に伝えているのか。3月定例会では安全だという話が空知振興局の方からされているとのことでしたが、もっと深く踏み込んだ部分で安全か否かを検討したのかが問われると思います。

そこで、二つお聞きしたいと思います。

①フッ化物洗口の安全性について伺いたい。

②保護者説明会で、保護者からの意見等はあったか、伺いたいと思います。

三つ目、公営、市営住宅管理について伺いたいと思います。

高齢化が進む中で、若者、子育て世代との近所づき合いがだんだんと薄れつつある昨今、各町内会に大きな問題として、町内における空戸住宅周辺の管理や公園や広場などの草刈りの問題、これが今、町内会で問題になっております。この問題は、常に各町内会や総会、そして、清掃のときなど問題視され、試行錯誤し今に至っています。高齢化によって出されている問題点の解消は、多くの町内会が抱えているということは、もはや市全体の問題へと変わっております。除雪問題や清掃問題、草刈りの問題、歌志内市として問題とされていることが、町内会で当然、問題になっているのです。

そこで、各自治会が高齢化に伴い、公営、市営住宅の除雪や草刈りなどの管理が難しくなってきたが、市として今後の対策はあるのか伺いたいと思います。

以上、3点です。よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） まず、①番目の8月から生活保護基準引き上げに伴う、受給者に対する試算はされているのかということでございます。

まず、基準の見直しに当たりましては、激減緩和の観点から、現行の基準、生活保護費の10%を超えて減額とならないように調整するとともに、3年程度をかけて段階的に実施することであり、5月27日に開催された、全道生活保護査察指導員会議におきまして、8月1日より改訂される新たな生活保護基準の見直しが示されたことから、試算したところ、例えば、30代と20代の夫婦と4歳の子供の3人家族では、現在より3,230円の減額、60代の単身世帯では、70円の増額、60代の夫婦世帯では300円の減額、40代の単身世帯では1,220円の減額、30代の夫婦と小学生1人、4歳の子供の4人家族では1万940円の減額、30代の母親と小学生1人、4歳の子供の3人家族では2,810円の減額となります。なお、2015年度からは、さらに減額となると考えております。

次に、2番目の生活保護基準引き下げで、今後、生活保護以外で影響があると考えられることはあるか伺いたいということですが、生活保護の支給基準は、自治体のさまざまな低所得者負担軽減策の対象基準設定に活用されており、引き下げは生活保護受給者以外にも影響が出る可能性があります。

国の資料によりますと、就学援助、保育料の減額、児童養護施設等の運営費等の影響が考えられますが、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分に考慮しながら、できる限り、その影

響が及ばないように対応することを基本的考えとすると、なっております。

次に、③番目、生活保護申請手続の変更と、扶養義務強化について、今後の生活保護業務と申請に、どんな影響があるかということですが、生活保護の開始時におきましては、現在でも扶養の照会を行っており、その職業、収入等につき、要保護者、その他により聴取する等の方法で、扶養の可能性を調査することとなっております。

申請時に、本人の資産や収入だけでなく、民法上、扶養義務のある親族の扶養状況まで記した文書の提出を義務づけたことにつきましては、そもそも家族がいても扶養を受けるかどうかは、保護の要件ではないため、保護業務の負担はふえますが、申請には影響ないと考えております。

扶養義務者の収入や資産について、自治体が金融機関や勤務先などに、報告を要求できる規定が盛り込まれたことにつきましては、調査権の強化であります。申請の影響は極めて低いと考えております。

④番目、生活困窮自立支援法について当市の考えということでございますが、支援が必要な人に確実な保護をするという考え方は維持しつつ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るために、生活困窮者対策を実施するとの方針でありまして、当市におきましても、国に準じて、支援を検討してまいります。

市としましては、生活困窮者自立支援法の施行日が、平成27年4月1日であることから、今後、施行令等の公布を待って、同法に掲載されている各種支援事業等への対応が求められるものと考えております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 私からは、2番のフッ化物洗口についての①の安全性と、それから②の保護者説明会での保護者からの意見、これについて関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

フッ化物洗口は、幼稚園で平成24年11月、小学校では本年5月から実施しており、平成25年2月末現在、当市を含む153の市町村で実施されております。

本件に関しましては、北海道教育庁から、平成24年11月20付の通知、学校におけるフッ化物洗口の推進についてにおいて、その安全性が示されているほか、当市はもとより、近隣の実施自治体におきましても、アレルギー、その他のトラブルは発生しておらず、子供たちが将来にわたり健康で丈夫な歯を保つため、有効かつ安全な手段であると認識しております。

なお、本年2月には小学校、4月には幼稚園で保護者説明会を開催しており、フッ素塗布とフッ化物洗口の違いや、医学的なデメリット等について質疑があったほか、歯科医が行うべきではないかという意見がありましたが、講師である北海道の主任技師より、全ての家庭で歯科医に行って、週1回うがいをするのは難しく、学校で行うことが効果的である旨を回答いただいております。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 私からは、公営、市営住宅管理につきまして御答弁させていただきます。

各自治会が高齢化に伴い、公営、市営住宅の除雪、草刈り等が非常に難しくなっているという部分に関しましてのお答えを申し上げます。

高齢化の進展や人口減少に伴いまして、環境美化活動や周辺の除排雪等、公営住宅に入居されている方や住宅を所有されている方も、これらの活動が非常に難しくなっていることは

十分認識しております。

市営住宅に入居されている方は、自己の管理部分と入居者の皆さんで行う共有部分がございますが、いずれも入居者の方に維持管理を行っていただいております。

市が、高齢な方や困難な方にかわって除雪や草刈りを行うような対策を確立させるのは困難でございますが、これらの方々の相談には応じてまいりたいと考えております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 順次、再質問をさせていただきたいと思います。

初めに、生活保護基準引き下げの①なのですけれども、8月からの基準引き下げに伴う受給者に対する試算はされているかということなのですけれども、今回、答弁もらったように、いろいろ減額になる世帯、シミュレーション的なものなのですけれども出てきております。この試算はいつ出てきたのか伺いたいのですけれども、よろしいですか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 5月27日に開催されました全道の査察指導員会議というのがございまして、その中で、いろいろ資料が示されております。その中で、いろいろ計算式といたしますか、激減緩和の観点から、生活保護基準の1類、2類に対する低減率とかそういうものが示されましたので、それに基づきまして試算したところでございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 5月27日に詳しい内容がわかったということなのですけれども、5月15日に常任委員会を開きまして、生活保護者の実態ということで、いろいろ資料をもらいました。その中に、最低生活保障水準、具体的な事例ということで表をもらったのですけれども、これに書かれている1番目の、標準3人世帯、30代男性、20代女性、4歳の子供で3級地1で、この数字と去年もらった同じ表を比べると、この15日にももらった資料の中で、既にもうマイナス3,000円という、これから8月から行われるであろう数字が、もう既にこの15日にももらったときの資料に書かれているのですよね。これに対して、詳しい内容がまだ来ていないという、当時そういう話でしたけれども、この表がもう既に出ているのに対して、なぜそういうふうな答弁になったのかを、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 済みません、行政常任委員会のとときの資料、ちょっと手元にないのですけれども、一応、私どもとしましては、その試算に基づきまして、今回申し上げたとおり、それぞれの世帯でシミュレーションしまして、低減率を掛けた中に出したということでございますので、常任委員会の資料との差異といたしますか、同じようになっているという部分については、現時点ではちょっと明確な回答はできないので、御理解いただきたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） これ、かなり重要な表だと思うのですよね。最低生活保障水準、この国が示されている、大体、シミュレーション的なものが五つぐらい事例で挙がっているのですよね。15日にももらったときに、福祉課からの答弁で、金額がまだ示されていないという答弁だったのですけれども、この資料がもう既に出ているということは、何らかの試算がもう既にされていて、こういう基準でこういうふうにして去年と違う金額になりますということが既に出ているにもかかわらず、15日の常任委員会でそういった答弁が出てきたことに、ちょっと不信感があるのですけれども、それについてどうでしょう。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 27日の査察指導員会議の中で、明確な資料として先ほど申し上げたとおり、低減率とか、それぞれ第1類、第2類の見直し後、見直し前の金額を示しながら計算するというのが示されたもので、今、机上の計算の中で言っているのですが、今後、システムというのが改修になってきまして、それを入れることによって、大体、基準額というのが明確に出てくるというふうになります。その示されたものをもとに、一応、試算しておりますので、その改定前、改定後の試算について、この金額で、私どもとしては、示された資料に基づきまして試算しておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 単純に見比べても、去年と今回出てきた数字でも、この第1の30代世代、20代世代、4歳の子供、3人家族の方の表で、去年と比べても、明らかに3,000円ほど違う数字が出ていますよね。これは、3級地1ということで書かれていますけれども、これは厚生省から来たやつに対して、市の基準値によって、これは多分計算されて、市が出しているのだと思うのですよね。そこで15日の段階で、少なからず、去年との差異で3,000円が違う。ほかにも、去年と比べて6,000円だったりだとか、いろいろ去年の表と見比べれば、そういうふうな数字が出てくるのですけれども、このもらった時点で、そういった説明も何らかはできるのではないかなと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 行政常任委員会の出した資料という部分では、ちょっと今、手元にはないのですが、同じように比較した中では、私の手元にある部分では、例えば3人世帯の部分でいきますと、改定前では最低生活費14万9,350円、これが8月以降では14万6,120円になるということで3,230円の減額になります。そして、老人一人世帯では、3級地の1では、7万3,210円のところが7万3,280円になりまして70円ふえると。また、老人二人世帯では、3級地の1が10万6,620円、8月以降は10万6,320円で300円の減額になります。そして、40歳の単身世帯であれば、7万6,630円が、7万5,410円で1,220円少なくなるということで、基本的に行政常任委員会のお示ししたシミュレーションをもとに減額ということで、先ほど申し上げた次第でありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 15日の日に、詳しい話がちょっとまだわからないと、どこまで影響があるかわからないという答弁はされて、確かにいたのですけれども、この表を見比べる感じでも、もうマイナス、減額ということで、今回、15日もらった資料で出ている。それに対して、まだわからないという答弁があったのが、どうなのでしょうということなのですよね。

この表を渡す前に、多分、所管の中で、この表を多分見比べて持ってきていると思うのですけれども、それすら今回はされていなかったのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） その時点では、明確な資料として示されたものがございませんでしたので、そういうような答弁になったかと思います。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ですから、昨年と比べて、明らかに3,000円マイナスとかという数字が出ていますよね。それに対して、常任委員会の中で、こういうふうな減額になる可能性がありますという説明は多分できたはずなのです。だから、それに対して、この資料が出ているのにもかかわらず、ちゃんとした明確な情報がないから試算ができませんという答えが

返ってきていたのですよね。それはちょっとおかしいのではないかということなのですけども、どうですか、その辺。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 説明に、ちょっと不足があったかと思imasので、申しわけございませんでした。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 済みません、今のやりとりを聞いて、市長にちょっと答弁を求めたいのですけれども。常任委員会、議会の中の委員会ですよね、その中で、いろいろ答弁、質疑させてもらってやっているのですけれども、実際にこういったことが表として出てきて、それを、ちょっと説明不足だったのかもしれないのですけれども、これ、大事な部分だと思うのですよ、生活保護の。この最低生活保障水準ということが出てきて、国からの数字が出てきて、それに対して、歌志内市の級地のやつを算定して、わざわざ出してくれている大事な表なのですけれども、それに対して、ちょっと説明がなかったという答弁なのですけれども、その辺、ちょっと市長のほうからどういうふうに感じられるか、教えてほしいのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 委員会の中のいきさつについて、私、ちょっと承知しておりませんけれども、基本的に委員会というのは、私は非常に大切なものだと思っております。ある意味では、いろいろな問題について議論を深めていくことができると思いますか、非常に本会議とはまた違った意味で議論ができるという、そういう重要な場面だと私は思っておりますので、委員会の中での質疑というのは、非常に大切でないかと、そのように思っております。

今回の問題につきましては、議員おっしゃるように、この3,000円の差というものがあつたやにお聞きしておりますが、昨年の資料とことしの資料というのは、また昨年から時間が経過しておりますので、そういう中でいろいろな内容の修正もあつたかなというような思いはいたしますが、いずれにしても、職員のほうで説明が不足していたとしたならば、私のほうからもおわびを申し上げたいと存じます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） わかりました。

かなり重要な問題だと思います。かなり重みがあると思うのですよね。これからの基準引き下げについて、本当に大事な面だと思うのですよ。その辺、本当に所管がちゃんと捉えているかどうかで、今、受給している人、今後、申請するかもしれない人に対する対応が、全然、多分変わってくるのだと思うのです。その辺ちょっと聞きたいのですけれども、どうでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 生活保護につきましては、国の基準に基づきまして、私どももその法令に基づきまして業務を行っておりますので、今後におきましても、その法を遵守した中で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） あと、今、受給されている方が、今回いろいろ答弁をもらって、数字幾らマイナス、大体どこの世代で、どれぐらいの世帯で、どれぐらいマイナスだとかということをもらつたのですけれども、対象ではない方も出てくるような気がするのですけれども、そういった方たちにもちゃんとした報告する義務があるような気がするのですけれども、その辺どうでしょうか。現時点では、それが行われているのか行われていないのか聞きたいのですけれど

ども。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 今後は、先ほど申し上げましたように、生活保護の支給額というのはシステムを使いながらやっておりますので、それぞれ個々の支給額がこれから決まって、当然、8月の支給日の中で決まってくるわけですので、その中で、説明というか、額の変更というのが告知されるというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） かなり重要な問題だと思います。本当にきちんとした対応で行ってほしいなと思います。

②番目の生活保護以外に影響はあるかということなのですからけれども、答弁いただいたように、就学援助だったりだとか、保育料の減額だったりだとかいろいろあります。40個近い暮らしを支える制度に影響が出るということが言われております。まさに、就学援助だとかというのは、子育て世代にかかわる大事な問題となってくるわけですからけれども、歌志内で子育ての世帯というのは、聞いたところ9世帯で20人ぐらいだという話なのですからけれども、多いか少ないかという問題を別にしてでも、こういった今現在受けている方にも影響が出るということで、今後ふえる可能性も、受ける方もふえてくると思うのですけれども、今後どういうふうなことを考えているか、ちょっと聞きたいのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 就学援助に限ってということなのか、それでいいのですか。

小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 就学援助の関係のことですけれども、生活扶助基準の見直しに伴う就学援助制度の関係については5月23日付で通知が来ております。基本的に生活扶助基準の見直しについては、他生徒に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府ではできる限りの影響が及ばないように、全閣僚で対応方針を確認しているということで来ております。その中で、この方針を踏まえて、要保護者に対する就学援助、これについては、児童生徒の教育を受ける機会が妨げられないように、平成25年度当初に、要保護者として就学援助を受けていた者については、生活扶助基準の見直し以降も特に困窮していると市町村が認めた者については、25年度は要保護者として国庫補助申請を認める取り扱いとされており、影響を受けないようにしているということでございます。

なお、市の単独事業の準要保護者についても、要保護者同様に影響が出ないようにということで判断するように指示が来ておまして、本市においても、要保護者と同様な形で影響を及ぼさないような形で処理していきたいというふうに、25年度については進めていきたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 影響が及ばないようにということなのですからけれども、国から、もし、そのままの制度で来た場合に、その受給者に対して影響が及ばないようにということだと思っております。その後はいい、市で何らかの差額分を補填するということも考えられるということですか。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 影響を及ぼさないようにというのは、生活扶助基準での認定作業ということになりますので、認定されるか認定されないかということの影響が起きないようにということでございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） あと、この基準額ですね、生活保護のこの基準額の中の以外で影響があると言われているのが、住民税の非課税限度額なのですよね。生活保護受給者、住民税が免除されるということで、受給者だけではなくて、前年度の合計所得が限度額以下であれば住民税は非課税となるということなのですよね。この限度額が生活保護の基準を考慮して決められているものということなのですからけれども、この基準額引き下げによって、今、非課税の世帯というのが免除されない場合も出てくるのではないかとされておりまして。こういった場合、市としての対応とかということも多分出てくると思うのですけれども、そういったことは考えられているのですか。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） それにつきましては、まだ財政課としては通知も何も受けていないのですが、多分、来年の税関係の改正、地方税法の改正のときに出てくるかなというふうに考えておりますので、来年以降というふうに考えております。

また、もし、歌志内としては、その地方税法の改正があれば、それにのっって非課税の限度額も変えて臨みたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 歌志内の制度で、訪問介護利用者の負担金の減額といったことで、訪問介護事業所を利用している場合で、利用者本人が住民税非課税の場合、利用者負担額が10%のところ9%になりますということをやっていたりだとか、高額医療費の場合、一部負担金を払ったときに限度額を超えた部分について払い戻しを受けることができると。そのときに、住民税が非課税のときは申請により医療費が減額されますということ、歌志内でも非課税世帯に対してやっているわけですよね。

この非課税世帯というのが、まだ、確かにちょっと、税金の関係で来年だとかということいろいろ出てくるかもしれないのですけれども、今現在に利用している方とかというのは多分いると思うのです。その中で、試算というのですか、これくらいに世帯に影響は出るのではないということぐらいは、この生活保護基準引き下げと同時に多分できると思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 非課税世帯という話なのですが、今回の生活保護基準の引き下げということで、8月からの引き下げですね。この基準が変わることによって、いろいろと影響が出てくると。それが、今、女鹿議員さんが言われたような訪問介護もあれば、就学援助の関係、保育料のほうも出てくると思うのですが、先ほど話にも出ましたけれども、すぐ8月からどう変わるかということには、今のところならないということで、生活保護基準が変わったから、それに全く直結しているかといえば、直結した制度内容になっていないものですから、あくまで生活保護基準というのは、そういう制度を参考といえば、基準的なものというふうになっているものですから、それを変えるとなれば、まだ時間を要するというので、今すぐどうこうということは考えておりません。

それと、今言われたどのぐらいの影響があるかということも、本市としては試算はしておりません。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 多分、結構、簡単にといたらおかしいかもしれないのですけれども、非課税世帯がいるということで、その中にどれぐらいかかってくるかということぐらいは、多分

できるような気がするのですよね。きっと僕、その辺の手續というか、中のあれはわからないのですけれども。今回、もう8月に引き下げが決まっています。その中で、こういうことも危惧されています。その中において、市としてこういうこともあり得るということを想定することが必要ではないかということを行っているのですけれども、どうでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 最初の御質問にも出ておりましたけれども、制度的にいろいろなものに影響が出ることは想像はつきます。これ以外にも、まだ市単独の制度もございまして、いろいろなものに影響が出るとは思いますが、まずは、その該当する方がどのくらいおいでになるかということも含めて、やはり市のほうでこれからの対応といたしますか、考え方を固めていくためには、そういう資料も最終的には必要になってくるのかなと思います。

いずれにしても、今、おっしゃったように、市のほうとしても、これが動き出した段階で、該当者、その他もつかめてまいりますので、それぞれの所管で、それに対する考え方というものを整理していくのではないかなと、そのように考えております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） わかりました。

3番目の手續変更と扶養義務の強化についてです。

申請義務ですね、これは今までは口頭でもよかった、大ざっぱに言えば口頭でもよかったと。これが今回の生活保護法改正法案の中の24条1項から7項の間に、申請のときに提出を求められる書類や事項があると規定されていると。これから申請のときに、申請者がそれらの事項を記載した、申請書や必要な書類をそろえておかなければならないことに、この法律で、法案で決まりました。これは、今まで保険事務所がやっていた申請業務を、申請者がみずからこういうことで必要です、だからこの書類を一緒に添付して出しますということなのですけれども、この申請に影響がないと考えていると言われているのですけれども、その申請に影響がなければ、そもそもこの法案をつくる必要もないのですよね。その辺、どういうふうに捉えているか、教えていただければよろしいですか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） まず、保護の申請に当たっては、これまでも扶養義務者の調査ということで行っております。

そして、あくまでも、この扶養が保護の要件ではないというのを御理解いただきたいと思うのですが、まず、要保護者より申告ということでもいただきまして、その後、扶養能力調査というのをしていくというのはこれまでもやっております。その中で、今回求められているのが、例えば絶対的扶養義務者ということで、民法上やはり扶養する義務がある方に対してそういう調査を行いながら、その部分を強化して扶養に向けていくと。また、扶養にというのは、金銭的援助だけではなくて、例えば、訪問ですとか、手紙を出すとか、精神的な支柱になるような扶養も含まれておりますので、それらについて意思を確認するというのが目的というふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 済みません、僕の聞き方が悪かったのか、申請するときの手續の話を、今、僕していたつもりなのですけれども、申請するとき、申請者が国で定めた書類か何かを独自に用意して持っていないとだめだと。それで初めて申請する手續がとられるということになる。申請するこの書類を集められない方というのはかなりいて、いろいろ問題があつて、

給与証明書だったら多分これ添付しないとだめだと思うのですよ、今回の法案によって。そういったことを用意できない方のために、今まで口頭でも生活に困ってればとりあえず来てもらって、本当に困っていますと、保健福祉事務所に行って、それで初めて相談員のひと話して申請書を書いてもらうという手順だったのが、申請する側が全部書類を集めて持っていかないとだめだと。これ、申請する側が一つでも二つでも書類を集められなかったら、申請されないのではないですか。これ、法律上、法案上、多分そういうふうな明記をされているのですよね。だから、その辺どう考えているかをお聞きしたいのです。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 今現在の私どもの考えというか、国の来ている通知に基づきますと、保護の申請があったときには、要保護者の扶養等につきまして、存否ですか、いるかないかというのを確認すると。この場合においては、要保護者よりの申告によるものにする。またさらに必要があるときは、戸籍謄本によって確認することになります。また、その中で、絶対的扶養義務者と相対的扶養義務者というのがございますので、その辺の確認をしながら、必要があればそういう書類もいただき、それで扶養のできるかできないかという扶養能力調査というのをすることになります。その中で、扶養能力調査を行った後に、職業、収入等の要保護者その他のいろいろ聴取した後に、扶養の可能性を調査するというようになっております。

これにつきましては、これまでも扶養能力調査ということでは当然行われている部分でございますので、これによって、例えばそれで調査した結果、扶養しないからということがあったから生活保護を受けられないとか、生活保護を受給できないとか、そういうことはないというふうに考えております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今回この法案が決まって、この法が決められたということは、先にこの法を適用しないとだめだということになると思うのですよ。そうすると、今までの口頭での申請だとか、いろいろそういったことの、できていたものができなくなって狭まると。いわゆる水際作戦ですよ。これが、法的なものでまかり通ってしまうということが危惧されているのです。

扶養義務者のやつなのですけれども、確かにこれは法的に強制されるものではなくて、できる人は来てくださいということですよ。今回の、この扶養義務の法案ですか、これについても24条の第8項から28条と29条、これが今回新しくなったやつの内容なのですけれども、これ簡単に説明すると、ちょっとみんなに置きかえてほしいのですけれども、お兄さんがいます。生活保護申請をしたと。そのお兄さんが保護申請をしたと仮定すると、ある日、遠方の保険事務所から突然連絡があって、音信不通だったその兄が生活保護申請をしたと。扶養できないかという連絡だった。そのときに、あなた、自分の生活がかつかつで余裕がない、日々の生活でいっぱい返事が遅くなっていたと。そうしたら、保険事務所から報告を求められて、扶養できない旨を伝えたら、扶養できませんと伝えたら、本当に自分が扶養できないかどうかを、収入や資産の状況などを官公省に情報照会して、官公省も、私たちの情報を福祉事務所に提供をすると。私たちは、その福祉事務所によって、全て調べられて、初めて、仮にいうお兄さんを扶養しなくてもいいですよということが認められると。

今のは簡単な例ですけれども、こういったことが今回の新しい扶養義務の強化の法案の中に書かれているのですよ。そういったことを、これも法案の中で決まっていますよね。だからこ

れ、今までのように影響は極めて低いのではないかということも言われていますけれども、もう法案の中でこういうふうになってしまっているものを、先にこれを優先しないとだめなのではないですか。その辺どうですか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 私どもとしては、その通知を見る限り、先ほどから何回も言っているように、現在でも扶養義務の照会を行っているのですが、福祉事務所が、例えば家庭裁判所を活用したりして費用を徴収するということが蓋然的に高いということが判断して、明らかに扶養の可能性があるとされる、そういう扶養を履行していないと認められる極めて限定的な場合に、そういうような、今回、法案に書かれているような強化という部分については出てくるのかなというふうに思いますけれども、いずれにしましても、この扶養義務者がある場合には、当然でありますけれども扶養義務者に、扶養とかその他の支援を求めるとするのは、生活保護上、やはり必要なことでありますので、民法上の扶養の履行を期待する扶養義務者があるときは、まず保護に優先して、それらの扶養義務者の方に対して、その可能性を確認するというのが当然のことです。それが、直ちにこの法律に訴えて、法律上問題があるよということで、扶養義務の部分に法律に基づいて強制的にいくというのは、扶養の性質上、なるべく避けていくのが望ましいというような通知もございますので、努めて当事者間の話し合いによって、円満解決によって取り扱っていくというような方向で通知が来ております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 法案で決まってしまったものを、多分、最優先に使ってやっていかないとだめだということですよ。それで、今までどおりにできるのであれば、本当にこの法案自体、意味もないし、やらなくてもいいものだと思います。その辺、いろいろ多分、今後出てくると思うのです。そういったときに対応を、本当に市のほうでこういったことがされる前提で、ちゃんとものを考えて接してもらいたいと思います。

時間もないので、4番目の生活困窮者自立支援法ですね、どう考えているかということなのですけれども、この中に、自立支援法の中に、生活困窮者自立相談支援事業、こういったものが入っています。これに当たって、福祉事務所、相談員もそうなのかな、民間委託することができる、自治体で決めることができるということになっています。

これで、直接申請者が相談員のところに行って話をしますよね。そのときに、相談員というのは、やはり生活保護を受理するかしないかというところで、本当に申請者の生きるか死ぬかのところで判断を迫られるところの人だと思うのです。それを民間委託、仮に民間委託して、市がちょっとワンクッション置いたところで見ると、この相談員は、ちゃんとした市で、ちゃんと申請者に対して接客というのですか、そういうのを持ってやらないとだめだと思うのです。現在は、相談員の中でもいろいろ威圧的な態度で、1回申請に行ったけれども、もう1回仕事探してみてくださいと。あと、扶養者がいるのだったらもう1回扶養者に聞いてみてくださいということで、追い返されたりということが全国的にまだあります。こういったことの相談員という位置づけを考えると、本当に、さっきも言ったように、生きるか死ぬかの瀬戸際で困っている人の対応というのですか、本当に真摯にやってほしいと思いますけれども、これが、もし民間委託するということになる、それはやめてほしいのですけれども、それをどう、市のほうで考えているか、お聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 現在のところ、この法律に基づく施行令とか、その詳しい内

容がちょっとまだ来ておりませんので、今の段階で、民間委託とかそういう部分については、全く今のところは想定というか、まだ検討もしていない状況でありますので、おっしゃるとおり、もし相談等に来られた方に対しては、真摯に対応していくというようなのは、これまでも変わりませんし、今後もその点には十分気をつけながら対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） この生活困窮者自立支援法を設けて、生活保護の基準、生活保護の申請等、また別にこの支援事業というのを設けてやるということなのですけれども、先に申請したいと。もう本当に生活困っていて、生活保護を受けたいという人でも、1回この生活困窮者自立支援法の自立支援相談事業に回されて、とりあえず安い金額でも働いてみてくださいという可能性もあるのではないかと危惧されております。その辺、この自立支援相談事業について、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 法律の中身を見ますと、やはり生活困窮者自立相談支援事業というのは必須事業になってくるようでございますので、言われるとおり、就労の支援、その他の自立に関する問題について、相談に応じて、必要な情報の提供と助言を行う事業というふうになっておりますので、まず、それらについて、生活保護を受ける前に、そういうような情報提供とか助言を行いながらやっていく事業かなというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 札幌の白石の姉妹の残念な事故がありました。あの事故後にでも、札幌市の白石区の生活保護の相談員は、いまだに机上での対応で、いまだに帰しているという実態が今もあるのです。歌志内はないと思っております。これは、国が言うから、それにただ従って行っているようにしか思えないのです、そういう人たちは。そうではなくて、それも仕方ないのかもしれないけれども、本当に来ている人は、本当に生活が困っていて、あしたどうやって過ごせばいいのかということ、本当に考えながら来ている人なのです。だから、これが国が示すことに反対はできないにしても、市として、本当に人間味がある、申請者との中での話し合いというのが本当に大事だと思うのですけれども、最後にそれをちょっと、どう考えているか聞かせてほしいのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） おっしゃるとおり、相談に来られる方々については、生活に本当に困窮されているという方が、私どものほうに御相談に来るというふうに認識しております。個々のケースがございますので、それらについては、真摯に対応していくということを心がけて、対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さんの質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

質問順序2、議席番号3番湯浅礼子さん。

一つ、交通安全について。

- 一つ、高齢者介護支援などについて。
 - 一つ、認知症に優しいまちづくりについて。
 - 一つ、認知症介護者等への理解・介護マークの普及について。
 - 一つ、ピロリ菌の除菌による胃がんの撲滅について。
- 以上、5件について。

湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 皆様、おはようございます。

本日の一般質問は、5件についてお伺いいたします。どうぞ、よろしくお願いいたします。

6月は環境月間です。自転車は手軽な交通手段として、環境にも優しく、健康増進などの観点からも利用の価値が高まっております。一方、自転車利用の拡大とともに、自転車による交通事故が増加しております。平成24年度中、北海道の自転車利用の死傷者は、2,155人で、内訳は、死者11人、傷者2,144人でした。時代を担う、小中高生を対象とした交通安全教育も重要な課題です。

1件目、交通安全について、お伺いいたします。

①としまして、児童や幼児、高齢者の方々を自転車事故から守る対策強化について、お伺いをいたします。

②としまして、自転車利用のルール遵守とマナー向上に対する新たな取り組みを、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

③としまして、学校での安全教育の徹底が大切だと考えます。今後、学校現場における安全教育をさらに進めるための取り組みがあれば、お聞かせください。

④としまして、全国でも自転車事故対策に試行錯誤しておりますが、板橋区などで、自転車の安全利用に関する条例を制定し、徐々に条例による取り組みが広がっております。自転車安全利用の条例についての見解をお伺いいたします。

2件目、高齢者介護支援などについて。虐待防止のためにでございます。

平成23年度の65歳以上の高齢者に対する道内の市町村に寄せられた虐待相談・通報件数は890件で、過去最高となり、このうち、虐待事実が確認されたのは、486件でした。家庭内での虐待は、480件、介護施設における虐待は6件あり、道高齢者福祉課は、市町村や関係機関と連携をし、虐待防止に努めたいとの報道がありました。

①としまして、当市の高齢者の介護状況・虐待に関する相談や通報件数などの実態について、お伺いをいたします。

②としまして、高齢者虐待防止について、早期発見、見守りネットワークなどの体制の整備など、現状と今後の取り組みについて、お伺いをいたします。

3件目としまして、認知症に優しいまちづくりについてお伺いをいたします。

認知症は、誰にでも起こり得る脳の病気。この30年で、およそ3倍になっております。地域で支え合うためには、誰もが認知症についての正しい知識を持ち、接することが必要である。認知症サポーター養成講座は、認知症を正しく理解し、温かく見守る応援者を育てます。

①としまして、認知症サポーター養成講座の全国の進展状況と、当市の状況についてお伺いをいたします。

②としまして、若年性認知症の対策は、国でもまだ始まったばかりですが、10万人の中に47.6人は、若年性認知症の疑いがあると言われております。当市としても、認知症とあわせて、市民一人一人に正しい若年性認知症の理解を広げていくことが必要ではないかと考えます。当市の取り組み状況をお伺いいたします。

4件目としまして、認知症介護者などへの理解・介護マークの普及について、お伺いをいたします。

高齢化社会の中で、多くの方が、家族や親族の介護をするケースがふえております。そうした中で、介護する側の心身のストレスは相当なものであり、特に、男性が女性を介護する場合、周りからの視線が厳しい場合が多いようです。

平成23年から、静岡県では、介護マークを普及しまして、利用者から大変助かるなどの声が届けられております。

①としまして、当市における介護マークの取り組み状況について、お伺いをいたします。

②としまして、当市は、介護中であることを周りに知らせ、認識していただくといった認知症介護者等に対する理解の普及のため、これまで、どのように取り組んできたのかも伺いたしたいと思います。

5件目としまして、ピロリ菌の除菌による胃がんの撲滅について、お伺いをいたします。

毎年、およそ11万人が胃がんを発症し、約5万人の方が亡くなっており、昨年11月、北大病院院長である浅香特任教授が「胃がん撲滅計画」（我が国から胃がんを撲滅するための具体的戦略）を提唱し、日本医師会医学賞を受賞され、ピロリ菌を除菌することにより、胃がんを撲滅できることに対して、大変大きな反響がございました。

胃がん検診は、長年、バリウムを飲み、レントゲン撮影を行う方法で行われてまいりました。しかし、この検査法は、煩わしさと苦痛を伴い、胃がんの発見率も余り高いとは言えません。このリスク検査は血液検査で、ピロリ菌抗体と胃の萎縮度をはかるペプシノゲンを測定し、その組み合わせから胃がんの発症リスクを明らかにするもので、その結果をもってリスクのある人は、専門医の内視鏡による精密検査を行うことで、対象を絞った効果的な胃がん検診を行うことができます。

①としまして、当市におきまして、特定健診に胃がんリスク検査の導入を求めますが、当市の見解をお聞かせください。また、他の自治体で実施している状況も教えてください。

以上、5件について、どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 私からは、件名の1、交通安全についての①、②、④について御答弁申し上げます。

①の児童、幼児、高齢者を自転車事故から守る強化対策と、②自転車利用のルール遵守とマナーの向上対策についての御質問でありますが、①と②につきましては関連がございますので、一括御答弁申し上げます。

子供と高齢者への自転車利用における事故対策といたしましては、今まで関係団体等の協力を得ながら、新入学園児、児童への交通安全資料の配付、小学校での交通安全教室、小中学生への自転車用夜光反射材の配付、老人クラブ連合会総会での交通安全の講話会などを行い、交通事故防止に努めてまいりましたが、先日、自転車利用中に、重傷交通事故が発生したことは、大変残念に思っており、1日も早く回復されることを心から願っております。

事故発生後は、市民が集まる会議や総会などの機会におきまして、安全運転と交通マナーの励行について呼びかけておりますが、今後は、歌志内市交通事故死ゼロ作戦本部を中核に、赤歌警察署や関係団体と連携を図りながら、広報、回覧等による、交通ルールの周知徹底や講演会、自転車安全教室の開催など、効果的な対策を講じてまいります。

次に、④自転車の安全利用の条例についての御質問でありますが、自転車の安全利用の条例につきましては、主に、人口10万人以上で、自転車と歩行者の接触事故の多い都市部で制

定をされております。都市部では、健康志向と、東日本大震災による交通の混乱を機に、通勤手段として自転車が注目を集め、台数が急増するとともに、スピードの出る競技用自転車の流行などで、歩行者との重大な事故が多く発生をしております。このため、条例に、自転車は道路交通法上は車であることを明記し、中学生以上の車道通行を周知するなど、自転車利用の法令遵守と意識の高揚を図り、交通安全の確保に寄与することなどを目的に制定をされております。

当市の場合、自転車交通量及び歩行者も少なく、歩道の幅も確保されているところが多いことから、現段階では条例制定までは考えておりません。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 1の交通安全についての③の、学校での安全教育の徹底について御答弁いたします。

自転車通学者がいる中学校におきましては、対象生徒への指導のほか、折々に街頭指導及び保護者への安全指導を依頼しており、また、児童が交通ルールを身につけ始める小学校では、毎年4月、警察署の協力のもと、正しい道路の歩き方、自転車やスクールバスの乗り方、交通安全に努める心構えを身につけるための交通安全教室を実施し、幼稚園でも街頭啓発を含む交通安全教室を実施し、交通安全指導に努めているところでございます。

特に、小学校の交通安全教室につきましては、春を迎えて、子供たちが自転車に乗り出す時期を考慮し、ことしも4月下旬に実施したところでありますが、事故から身を守るためには、校内、校外を問わず、常日頃から安全確認を行う意識が必要不可欠でありますことから、指導内容の一層の周知徹底とともに、家庭における交通安全指導のお願いについて取り組んでまいります。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 2番目の高齢者介護支援などについて、①でございます。

当市の介護状況につきましては、4月末現在の介護認定の状況では、331名の方が介護認定を受けており、そのうち、在宅者が203名となっております。さらに、在宅者203名のうち、介護保険サービスを利用している方は、178名でございます。この状況は、例年大きな変動はなく推移をしております。家庭での介護の続柄や年代、性別等、あるいは、要介護の家族構成等につきましては、詳細は把握しておりません。

虐待に関する相談や、通報件数の実態についてでございますが、虐待ではないかとの通報等により、対応したものは、この3年間の状況では、平成24年度3件、平成23年度1件、平成22年度4件となっております。このうち、対応していく中で、状況等を調査し、虐待を判断したものは4件となっております。

その4件の内容等につきましては、身体的虐待2件、心理的虐待2件となっており、3件が分離をし、1件は一時保護を行いました。また、この4件のうち、3件については、警察と同行訪問等を実施するなど、連携しながら対応をしております。

次に、②番目でございます。

虐待につきましては、その問題の性質上、なかなか判断が難しく、そのために、第三者が相談することや、通報しづらいという場合が多いことが考えられます。

当市では、広報に、高齢者虐待についての啓蒙、啓発の記事を掲載し、発生の防止と早期発見についての御協力を促しているところでございます。また、在宅高齢者支援事業の見守りボランティアや地区の民生委員などにも、気になる情報があれば、情報提供をしてくださるよう

お願いしております。

なお、平成18年度に、介護保険法に基づき、自治体に包括支援センターが設置されたことに伴い、国及び道の指示、指導により、当市では19年度に、歌志内市高齢者虐待対応マニュアルを策定しております。策定して、既に7年が経過しておりますので、今後は現状に照らし合わせ、実際場面で役立つマニュアルであるように、適宜見直し、修正等を行ってまいりたいと考えております。

次に、3番目、認知症に優しいまちづくりについての①でございます。

平成25年3月31日現在、全国で認知症サポーターの認定を受けている方は、約412万人とのことでございます。当市では、サポーターの養成、指導を行うことのできるキャラバンメイトの資格を有する者が5名いるという道の情報を把握しており、その5名の方々は、医療機関の看護師とグループホーム職員と聞いておりますが、個人名等の把握は行っていません。

認知症サポーター養成講座は、キャラバンメイトと自治体等と協働で行うものですが、今のところ、開催予定はございませんが、今後、どのような形で養成講座を行うことができるのか、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、②番でございます。

これまでに認知症については、老人クラブ講話会で取り上げて講演を行ったことはあります。また、広報に認知症者への対応方法と、早期発見についての情報提供を呼びかけを掲載しております。さらに、今年度は新規事業としまして、介護教室の中で認知症を取り上げ、認知症の専門資格を持つ講師を招いて、市民の皆様の普及、啓発を行う予定であります。

訪問や相談支援の場面なども活用しながら、今後も正しい理解とケアについて、知識が浸透されるよう努めてまいります。御質問の、若年性認知症に特化して取り組んだことはございません。

次に、4番目、認知症介護者等への理解、介護マークの普及について。

①でございます。

介護マークは、御質問のとおり、静岡県が発祥で、厚生労働省でも平成23年12月13日付の介護マークの普及について、事務連絡が来ております。現在、道内では、本年の4月現在、8市町村で配付されているようです。今のところ、具体的に取り組む予定はございませんが、今後は他市町村の動向も見ながら、必要性等について検討してまいりたいと考えております。

次に、②でございます。

介護マークのような、介護中であることを周りに知らせるための普及活動は、特に何も行ってないというのが実情であります。日々の相談業務の中で、認知症者を介護中であることを理解されずに困ったというような、具体的な相談は今のところありませんが、必要に応じた取り組みができるよう、市内のケアマネージャーや、介護事業所関係者などと情報収集、情報交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、5番目のピロリ菌の除菌による胃がんの撲滅について。

①でございます。

がん検診につきましては、健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業として、市町村が実施することとされております。現在、当市において実施しております胃がん検診は、国の定めるがん検診実施のための指針に従って行っており、指針では、胃がん検診の検査項目は、胃部X線検査とするとされております。胃がんリスク検査の導入につきましては、ピロリ菌が胃が

んの主原因であり、胃がん予防におけるピロリ菌除菌の有用性が証明されていることは承知しておりますが、現在、国におきましても、新たな胃がん検診の方法について研究が行われているところであり、今後、その成果も踏まえ、胃がん検診におけるピロリ菌検査のあり方について、検討していくこととしていることから、国の新たな方針が示されたときには、それに沿って対応してまいりたいと考えております。

他の自治体における胃がんリスク検査の実施状況は、中空知管内10市町村では、実施している市町はありません。道内35市の中では、1市のみが胃がんリスク検査を実施しております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 歌志内市として、交通安全にいろいろな形で取り組んでおられるという感じました。先ほども御報告ありましたが、文珠のほうで小学生が、本当に残念な交通事故があつて、本当に心配をいたしました。幸い順調に回復しているということで、胸をなでおろしている状況でございます。

歌志内は細長い町でございますから、どうでしょうか、市としては、ここの地域がちょっと危険だという箇所は何ヵ所ぐらい押さえておりますでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 何ヵ所というと、具体的にはちょっとあれですけども、坂のあるところ、例えば役所の前のところですか、中村の勤医協さんの前のところですか、ああいうところについては危険箇所として、赤歌警察署のほうでも認識をしております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 歌志内の中学校前のところはどうでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 中学校前のところにつきましては、あそこTの字になっておりまして、Tの字のほうの停止線がないものですから、そこについてはちょっと危ないというふうに、何回かゼロ作成本部の中でも話は出ております。ただ、停止線のほうは、なんかつけられないというふうに聞いておりまして、危険だということは認識をしております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 今、中学校のところは、いつ事故が起きても不思議ではないというふうに、ちょっと市民の皆様からいろいろな声をいただいておりますので、その部分をもう一度、いろいろな意味で、ちょっと調査をしていただきたいと思います。

道路交通法では、13歳未満の児童や幼児とかには、ヘルメットを装着させることが義務づけられておりますが、特に自転車に乗って交通事故に遭った場合には、その6割が頭部に負傷をして、子供の生涯に深刻な影響を与えかねません。ヘルメットの装着の状況を伺いたと思います。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 学校の関係の件で、ちょっと限ってお話しさせていただきますけれども、まず、自転車通学が許可されているのは中学校でございますが、まず、中学校で13歳未満といいますと、1年生になります。それで、努力義務ということでございますけれども、1年生にはヘルメットを、学校で用意しているものを貸して、全員していると。そのほかに、2年生、3年生についても、なるべくしなさいということで、もし、貸してほしいということであれば学校から貸すというようなことで、自転車通学をしているという状況でございます。

す。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） それでは、自宅のほうで自分のヘルメットを用意しているという家庭はないのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 特に把握はしておりませんが、やはり家庭の中での責任の中で、安全という部分をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 内地のほうでは、ヘルメットを市のほうで助成をして、そろえているというところもありますので、ちょっとヘルメットを自宅のほうにあるのかということをチェックしたら、これからの参考になるのではないかなと思いますので、その点よろしく願いいたします。

それと、子供たちは早い子で五、六歳から一人で自転車に乗れるようになります。本当に、今、自転車に乗るのには、自転車安全利用5則というのが、5項目出されておりますが、その中でも、自転車は車であること、歩行者が優先であるということ、例えば漫画的というか、子供がポスターとかを見て、ああと心に迫ってくるようなポスターをつくりまして、そして、子供の目に触れやすい教室内ですとか、また、廊下、職員室の前とか保健室、トイレなどに張って、特に低学年の時期に教える必要があるというふうに考えますが、このことはどうでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 今、ポスター等の関係ということについては、特に報告は受けてはおりませんが、今の学校の交通安全の指導という点で、先ほどの答弁とも同じような形になるかと思っておりますけれども、まず中学校については交通安全指導として自転車通学の指導と、それから、先ほど言いましたヘルメットの貸し出し、それから着用指導、それからバス乗車の指導、これらを中学校で行っていると。

それから、小学校においては、ことしは4月26日でしたけれども、交通安全青空教室ということで交通ルールやマナー、それから信号機の見方、それから自転車の乗り方、こういうことを学んで、日ごろから交通安全に気をつけて生活できるように指導していると。特に、新学期については、もう重点的に交通安全指導ということで進めているところでございます。

幼稚園については、街頭啓発みたいな形で交通安全教室を通して、危険な場所とか、危険な遊びとか、こういうものを安全に気をつけるんだよということで、そういう気持ちを持たせるということで、その後、事後指導して交通上の決まりや関心というものを持たせるというような指導を進めているという状況でございます。

それで、先ほどポスター等ということのお話がありましたけれども、特に押さえておりませんが、議員さんのおっしゃるそういうことも一つの方法というふうには受けとめております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 歌志内におきましては、サイクリングロードがありまして、本当に恵まれた市であるなというふうに感じております。本当に低学年の児童には交通事故には気をつけて、いろいろな面でサポートしていきたいなというふうに考えております。

今、小さい子のことばかり言いましたけれども、成人の方も結構乗られていて、マナーの悪い方もいらっしやいます。それで、特にマナーの悪い方に対しては、イエローカードというも

ので注意を行っているというふうには聞いているのですが、道路交通法では、自転車の交通違反に対して、懲役とともに高額な反則金も科せられているようですが、現状では、周知の徹底というのは、歌志内市ではどのようになっていますでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 実際のところ、成人の部分については、ほとんど周知をされておられません。取り締まりという部分では、道交法の関係で、一時はやりました競技用の自転車、ブレーキがない部分ですとか、あと、スピード違反の部分、こういうものについては、法律上取り締まりすることができますので、それは赤歌さんのほうで実際に見かけたときは取り締まりされるのではないかというふうに思われます。

これから、成人の部分についても、広報等によりまして周知をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 自転車の件で、もう1点なのですが、けさもNHKでちょっと報道されておりましたけれども、交通事故に遭った場合、自転車って保険を掛けていない方が結構いらっしゃるということで、被害に遭われた方に対する手当というのができないで問題になっているのだということで、行政書士の方がその問題に乗り込んで、利用者と呼んで解決しているという状況が載っておりました。

当市においては、このTSマーク、自転車を買ったときにそこで整備をしたら自動的につくとかと、いろいろ説明がありますが、このTSマーク制度にどれぐらい入っているかというのは、学校、中学校、小学校等はどうでございましょうか。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 当市の場合、販売店は1ヵ所ございますけれども、申しわけありませんが、TSマーク入っている加入率につきましては、ちょっと把握をしておりません。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 次に移らせていただきます。

高齢者の虐待防止法には、虐待を見つけたときに通報義務が定められているとありました。発見したときの連絡窓口は、歌志内の場合はどこになっているのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） これまでも、私どもの地域包括支援センターのほうで相談を受けております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） なんか2階まで行かなければ、下のほうで何か、例えば、ここにあるように、虐待相談SOSの受付はここですよとか、そういうものを下に置くということとはできないのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 現状は、そのようなものは置いていないのですけれども、虐待の、もし不審なものがありましたら、包括だけで受け付けるという部分でもなくて、例えば、下のほうには市民課もございまして、そこで市民相談とかもございまして、そちらのほうに御相談していただければ、連携しながら対応できるかと思えます。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 連絡窓口のこの件なのですが、大事な部分は、誰が見ても一目でわかるような名称とか、場所の設定が大事ではないかなというふうに思えます。

特に、早期発見、早期対応のために、例えば講演会とか勉強会とか、講師などで市民に周知をしていただけないでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 講演とか講師については、現在のところ予定はないのですが、広報のほうで虐待の通報等の啓発、啓蒙を行っておりますので、現状のところはそれで対応しているということでございます。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） この虐待のことなのですが、一番大変なのは介護家族の介護ストレスの解消ということが一番問題になっているのではないかなというふうに思うのですが、これに対しての考え方、施策を伺いたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） これまでも、高齢者虐待のその要因については、今、議員がおっしゃったように、介護ストレスというの大きな要因というのは承知しております。ただ、それについて、これまでも地域包括支援センターのほうに何件か寄せられている内容を見ますと、必ずしも介護ストレスだけではなくて、また、親族等のそういうような家族関係ですとか、やはりそういう部分もありますので、我々としては、その辺を情報を的確に捉えながら対応していくというのが基本になってくるかなというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 次ですね、認知症サポーターということで質問をさせていただいて、御答弁いただきました。

ここに、一応、市町村別キャラバンメイト数、認知症サポーター数というのがここにありまして、ずっと北海道の部分が載っているのですが、市町村窓口というところに丸がついていない市が、三笠市と、それから歌志内市が空欄になっているのですが、これはどういうことなのかなと、ちょっとお伺いしたいのですが。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 認知症サポーターにつきましては、キャラバンメイトさんというのが歌志内市には5名ほどいるのですが、その方たちが一応中心になって、市民の方に対して認知症サポーターの養成講座を開催していくというようなことになっているようですので、現在、歌志内市のほうでは、そのような講座が、残念ながらちょっと今まで開かれておりませんので、今後については、その認知症サポーターの養成講座等ができるのかどうかという部分について、先ほど申し上げたとおり調査研究していきたいというふうに考えております。

したがいまして、現状では、認知症サポーター養成講座も、現在、歌志内市では開催されておられませんので、結局そういう資料的なものでは、歌志内市のところには窓口というのが載っていないのかなというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 2025年には、私たち団塊の世代が、本当にちょうど介護、そういうふうな部分に入っていくと思うのですが、特に、この介護するメンバーの養成というか、大事な部分ではないかなというふうに考えます。

この市町村キャラバンメイト数という、また、認知症サポーター数という、この部分で、歌志内は非常に少ないと思いますので、本当に極力、力を入れてふやして、今後の歌志内のために活躍していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、次に4件目の介護マークの普及についてなのですが、今のところ市としては

考えていないという御答弁をいただきましたが、ちょっとここで紹介したいと思うのですが、この介護マークというのは、静岡県の担当者によると、きっかけは2009年の夏に認知症の妻を介護する男性からの訴えだったと。男性は、高速道路のサービスエリアで、妻をトイレに連れて行った際、不審者と間違われ、警察に通報される体験をしたと。このことで問題化して、静岡では介護マークを普及するようになったというふうな経緯があるというふうに、ここに書かれております。

私も、祖母を98歳で亡くしたのですが、1年と2ヵ月と10日、ちょっと病院に入院しまして、そして本当に介護についたという部分で、いろいろな面で、例えばどこかに出かけるというと車いすなものですから、すごく大変な思いをいたしました。

それからまた、うちは高齢者が多くて、主人の母も、ことし100歳を迎えまして、それで、車いすでございます。内臓的に丈夫なものですから、元気であちこち出かけたがりますので、厚田とか札幌とか、もう本当に平気で、何時間も車に乗って行きます。私、一番困りますのは、私、力あるように見えますけれども、お母さんをおトイレに連れて行ってやるというのは、本当に一人ではできない状況なのですよね。そのときに、うちの主人に手伝ってもらってとか、いろいろな状況を体験してまして、この介護マークというのは、絶対に必要な方は、各家庭で調査をしたらいらっしゃると思うのです。その部分で、この介護マークの普及について、積極的に取り組んでいただけないでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 介護マークにつきましては、静岡県のほうは著作権といえますか、介護マーク自体を管理しているというのを聞いております。しかし、厚生労働省のほうも、そのデザインについて遵守しながら普及をとということでございます。全道的に見ましても、まだ、現在8市町村が対応しているということでございますので、当市におきましても、具体的な取り組みを現在予定しているわけでもございませんけれども、今後において、他市町村の動向も見ながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 今、言われましたけれども、自宅介護されている部分での掌握というのはできているのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 自宅介護、先ほども件数の中で、在宅における要介護の方の件数を申し上げましたけれども、その方たちが、どれぐらい認知症がいて、どういう方がどこにいるという部分についてのマーク的なものはございませんけれども、要介護状況その他によって、認知症という部分については、把握できているというふうに思います。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 市立病院ですとか、職員の方がカードみたいなのを下げていらっしゃるから安心して訪問してはいるのだなとわかりますけれども、例えば、地方に行ったときに、先ほどの私の例ではないですが、いろいろな場面で、例えば、私が行けない場合、うちの主人が連れて行くのですけれども、例えば、女性の下着を買いに行くとか、また、特に一番困るのは、サービスエリアとか駅などのトイレに入っていくのが、もう本当に困るのだから、切実なのです。とにかく、1週間に一遍は必ず連れ出すような、今、日常生活ですので、本当にそういうときには、個人的には市のほうに要請したら、介護マークのこれは出していただけるのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 現状では、市のほうで、その介護マークを用意しているわけではございませんので、現状では、現在、御相談に来られても、すぐ、はいどうぞという形で出すような形にはなっておりません。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） インターネットで、人の絵を描いた介護マークというのが印刷できるのですが、それを自分でつくってやっている分には、行政のほうとしては問題ないですか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 介護マークの普及という、この通知書を見ますと、先ほども少し申し上げたのですが、そのマークの管理、著作権は静岡県の方にあるというふうになっておりますので、無断で使われるという部分については、ここの時点で、私のほうからいいですよということは、ちょっと申し上げられないので御理解いただきたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） うちの町内も高齢者がたくさんいらっしゃって、元気であるうち、自宅で立って、自分のことできているうちはいいんですけども、本当に車いす生活になったら不安だわという声がいっぱい聞かれます。そういうことも十分考慮されまして、この介護マークの普及についても、ちっちゃなことかもしれませんが心を砕いていただいて、普及できるような措置をとっていただきたいというふうに思います。

それでは最後に、このピロリ菌の件なのですが、お金のかかることでありまして、すぐにといいふうにいかれないのですけれども、ちょっとここを読んでみたいと思うのですけれども、北大病院の浅香先生の胃がん撲滅計画では、胃がんの大半がピロリ菌による感染症でありまして、そのメカニズムは、長年のピロリ菌感染による胃の粘膜の萎縮が胃がん発症率を上げており、ピロリ菌に感染していない人の胃がん発症はほとんどないと言われております。ですから、ピロリ菌の検査や除菌の治療による胃がんの予防が大変有効であり、ピロリ菌の除菌による胃がん予防の効果は、胃の粘膜の萎縮がまだ起こっていない若い世代に大変大きく出ているとされておりまして、男女とも30代までにピロリ菌の除菌を行いますと、男女ともに100%胃がんにならなくて済むとおっしゃっております。

また、40代では、男性が93%、女性では98%が除菌すると胃がんにならないと。また、50代では、男性が76%、女性が92%、60代は、男性が50%、女性が84%、胃がんの予防ができるのだというふうにおっしゃっております。ですから、年をとりますと、男性よりも女性のほうが丈夫だそうでございます。

浅香先生には、この胃がんの撲滅計画で、胃がんの死亡率が高くなる50代以上を対象としまして、ピロリ菌の検査、胃の萎縮検査を義務づけておりまして、両方の検査で問題がなかった人は、今後、検査は不要でありまして、ピロリ菌に感染してるが胃の粘膜の萎縮が進んでいない人は除菌の治療を行いまして、ピロリ菌に感染して、既に胃の萎縮が進んでいる人に対しては定期的な内視鏡検査を実施して、常に経過を見て、早期胃がん発見、予防などに努めるとされておりまして。

ですから、このように聞きますと、血液検査でもわかって予防ができるということは画期的なことではございまして、特に、ピロリ菌の除菌が保険の対象になったということもありますので、ここの部分についてはいろいろな意味で研究をされまして、当市でも取り組んでいただきたいなというふうに思います。

そして、先ほど言いましたが、5万人にも上る胃がんが亡くなる方を減少するということは、物すごい素晴らしいことです。私も、私の母の妹が胃がんが亡くなっておりますし、身内

の中にもがん系統がおりまして、胃がん関係でもう4人ぐらいが亡くなっております。ですから、もう本当に胃がんについては何とか撲滅するような、そういうふうな手当をお願いしたいなというふうに思っていますが、もう一度よろしくをお願いします。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） ピロリ菌につきましては、今おっしゃられたような状況ではないかなというふうに思います。ただ、現在、国のほうにおきまして、御質問のように特定健診の中にピロリ菌検査、A、B、Cのリスク検査というのですが、それについて、それを盛り込むというような指針にはなっておりませんので、全道を見ましても1カ所のみがオプションとして、それを受けているところがあるような状況でありますので、現在のところ、今後のそういうような国の指針が出てきましたら、当然考えていきたいといふふうに思いますけれども、現在のところは、国の指針にも入っておりませんので、ピロリ菌検査を特定健診の中に入れていくというような状況ではございませんので、ちょっと御理解いただきたいとします。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 歌志内は、高齢化比率が高くなっております。夕張、それから三笠に次いで、ここでは歌志内というふうになっておりますが、本当に高齢化が進むといろいろな介護施設、楽生園ですとか、しらかば荘ですとか、大事な介護施設になると思います。歌志内は、特に福祉に力を入れていただいて、もう本当に、みんなが歌志内に来たいというふうな、そういうまちづくりをお願いしたいと思っておりますが、その点について、市長さんから何か、お願いしたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 先ほどの介護マークも含めましてなのですけれども、確かに言われますと、私もその経験がありまして、ちょっとのんきなのかもわかりませんが、下着なんかを何も考えないで買いに行っていたのですけれども、言われましたら、確かにそういうものがあるのかなど。あるいは、トイレですね、自分たちでいっぱいいっぱいやっていますので、周りの目まで気にしないでやっていますので、言われたらそういう見方もあるのかなど、注意しなければならぬなというふうには思いました。

ピロリ菌の関係につきましても、やはり市民の健康を守ることからしますと、そういうことも将来考えていかなければならない、そういう項目になるのかなど思っております。

いずれにいたしましても、議員おっしゃるとおり、歌志内の皆さんが住んでいてよかったと言われるようなまちづくり、きょうの質問も参考にいたしまして、これからの行政に生かしてまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） どうもありがとうございました。以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さんの質問を打ち切ります。

午後1時まで、休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 0時56分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

質問順序3、議席番号7番本田加津子さん。

一つ、チロルの湯について。
一つ、高齢者健康センター等利用優待事業について。
一つ、奨学金貸付について。
以上、3件について。
本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） 私は、第2回定例会に当たり、3件について質問をさせていただきます。

それでは、質問に入らせていただきます。

件名1、チロルの湯について。

改修工事が始まり、市民や市外の方々から、どのようにリニューアルするのか楽しみですとの声を聞きます。そこで、工事に伴い、休館しているチロルの湯についてお伺いいたします。

①休館中の従業員の業務について、お聞かせください。

②従業員を対象に、研修等を実施する予定があるのか。また、予定がおりなら、どのような内容で実施予定なのか、お聞かせください。

③6月に入ってから、チロルの送迎バスが運行しているのを見ましたが、休館中の送迎バス運行内容についてお聞かせください。

④リニューアルに当たり、新たに従業員を雇用する計画はあるのか、お伺いいたします。

件名2、高齢者健康センター等利用優待事業について。

該当者への優待券が交付され、既に多くの該当者の方々がお優待券を利用して入浴されていると思います。

そこで、お伺いいたします。

①5月までの交付申請状況についてお聞かせください。

②該当された方の中には、長期にわたり療養されている方もいらっしゃると思いますが、そういう方にはどのように対応をされているのか、お聞かせください。

③高齢者や障がいをお持ちの方々の健康維持、増進や閉じこもり防止などのために、引き続き実施していかれる事業だと思いますが、若い世代の方々の中では、市民サービスの一環として全世帯に交付してほしいという意見も聞きました。このことにつきましていかがお考えか、お伺いいたします。

件名3、奨学金貸付について。

歌志内市出身者で、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対し、奨学金を貸し付ける目的として、奨学金の貸し付けを行っていると思います。

そこで、お伺いいたします。

①奨学金貸付利用者が余り多くないと思いますが、貸付金額が少ないので利用をためらう家庭もあるのではないかと思います。このことにつきまして、いかがお考えかお聞かせください。

②歌志内市では、入学のための一時金の貸し付けは行っていませんが、入学するための奨学金貸し付けも必要ではないかと思います。入学するための貸付金についていかがお考えかお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 私のほうから、件名1、チロルの湯についての①から④についてお答え申し上げます。

①の休館中の従業員の業務についてですが、休館中、従業員は、リニューアルオープンに向け、各担当セッションにおいて準備作業を進めるとともに、接遇を中心とした研修はもとより、それぞれのスキルアップに向けた取り組みを行うとのことであります。

また、駐車場白線引き、欄干塗装など、従業員で可能な箇所の整備作業も行うとのことであります。

②の従業員を対象に研修等を実施する予定があるのか。また、その内容についての御質問であります。

従業員研修につきましては、チロルの湯における大きな課題である接遇面の向上を中心に、一人一人が本来のサービス業としての感覚を持って日々の業務に当たるといった意識づけを図るための研修等が行われるとのことであります。

③の6月に入ってからチロルの送迎バスの運行についてでございます。

休館に伴い、送迎バスを利用している中村地区及び市内利用者に対し、神威岳温泉を代替施設として送迎バスを運行しているもので、毎週、月、水、金の三日間、上歌方面からと、中村、文珠方面から、1日午前と午後の2便を運行しております。なお、第2、第4水曜日のみ午後からの1便となっております。

④のリニューアルに当たり、雇用の関係でございます。

リニューアルに向けた新たな従業員の雇用は考えていない旨、確認をしております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 2番目の高齢者健康センター等利用優待券についての①でございます。

5月末現在、対象件数1,841件に対しまして841件交付しており、交付率は46%であります。

続きまして、②番ですが、優待券の交付につきましては、現在、保健福祉課の窓口で対象者の方に交付しております。

御指摘の長期にわたり療養されている方につきましては、御家族や御友人など、本人から委任された方でも受け取ることができますので、今後も広報等で周知してまいりたいと考えております。

③番目でございます。このたびの共通利用優待券交付事業は、高齢者及び身体障がい者等がチロルの湯と神威岳温泉を利用することで、健康の維持、増進と交流による閉じこもりの防止などが目的の事業であります。そのため、高齢者や身体障がい者等を対象に実施しております。

事業の趣旨からしまして、全世帯に広げて実施ということは、現状では考えておりませんので御理解願います。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 3の奨学金貸付についての①と②の質問につきまして、関連しますので、あわせて御答弁させていただきます。

奨学金の貸付金額が少ないので、利用をためらう家庭もあるのではないかとこの質問につきましては、現在、貸付型の奨学金制度の主流は日本学生支援機構の奨学金です。進学指導を行う高校においては、生徒の成績や人物評価のほか、家庭における経済負担も考慮した指導を行った上で、日本学生支援機構の制度説明を行っております。また、進学先の大学や専門学校等の

側で、奨学金制度を設けているケースが多く見られ、市の奨学金の利用が少ないのは、ほかに利用できる制度が整備されてきたためと考えております。

また、入学のための一時金の貸付金が必要ではないかとの御質問につきましては、確かに入学のための一時金については、学生支援機構の貸付制度は最高でも50万円なので、進学先の入学費用等の金額によりましては、十分に対応できる仕組みではありません。しかし、奨学金制度は、学生本人に貸し付け、あるいは給付を行うものであり、貸付金は、学生が将来返済しなければならないことを考えますと、安易に貸付額を増額することは慎重を要すると考えております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） ありがとうございます。

それでは、まず、チロルの湯のほうから何点か聞いていきたいと思いますが、①の休館中の従業員の業務について、いろいろ今やらなければいけないことなどを伺いました。あと、リニューアルに向けて、いろいろなイベントとかも企画していると思うのです。それで、企画したイベントにより多くの方が来ていただくためには、やはりいろいろな方に知らせるといことも大切だと思います。

そこで、過去に宿泊した方々に、5月以前にいろいろなイベントとかも企画して温泉の営業をされていたと思うのですが、そういう方を対象にダイレクトメールのようなものを送っていたということは今までやっていたかどうか、おわかりでしたらお聞かせください。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） ダイレクトメールにつきましては、個人という形ではなくて、団体とかそういう形で御利用いただいた方とか、それから近郊の、例えば老人クラブさんですとか町内会、こういうところにダイレクトメールを送っているということは伺っております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） やはり情報を届けるということで、一人でも多くの方にこういうことをやっているのだということを知っていただいて、来ていただくということが一番なのではないかと思えます。

あと、今現在、ダイレクトメールのほかに、いろいろな情報発信の手段というものもありますので、待っているだけでは人は集まってきません。だから、こちらから呼びかけて来ていただくように、例えば、8月何日にチロルがオープンしますということで、広告とかチラシとかをつくられるとしたら、今、お休みしている従業員の方でも、チラシを配るとか、そういうことも可能だとは思いますが、そういう業務も検討していただけないかどうかお聞かせください。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 情報発信につきましては、議員のおっしゃるとおり、非常に重要な施策といえますか、ことだというふうに認識しております。

今の部分ですね、リニューアルの部分でのイベント等、今現在どのように行うかということをもとめているところというふうにお伺いしておりますので、それらが確定次第、今、議員からの御意見がありましたチラシとかそれらについても含めまして、積極的な形でのPRを行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） では、よろしくをお願いします。

次、従業員の研修等について、今もいろいろ自分たちに何ができるか、本来のサービス業と

しての感覚を持って日々業務に当たるという意味合いの研修が行われるということなのですが、講師を招いていろいろな研修を行ったりとか、ほかの施設に行って実習型の研修ですとか、そういうのもとても意味のある研修だと思いますが、例えば、8月まで温泉お休みになるので、社員研修旅行なんか、こういうのを実施して、日ごろ皆さんはお客様に対してサービスを提供しています。ですから、逆に今度はお客様として、サービスを提供されるといったことの中で、違った角度からサービス業というものを感ずることができないかと思ひます。

そういう研修を通して、自分が思つたことや、自分がしてもらつて心地よかつた点、余りよく感じなかつたことを自由にレポートをしてもらつような、そういう内容の研修も有意義ではないかと思ひますけれども、やはり、これからのチロルの湯にとって、よりよいサービスを提供するために、従業員一人一人が自分に何ができるのか、自分がどうされたら心地よいのか、どんな接客が不快感を与えるのか、こういったことを考えてもらうことも重要ではないかと思ひますが、いかがお考えかお聞かせください。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 議員からのお話につきましては、全てそのとおりだと思ひつております。そのようなことにつきまして、今回の休館中におきまして、各一人一人がその辺の気持ちをしっかりと持った形の中で研修に努めていただき、リニューアル後に向けていつていただけるものと思ひつております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） 接客業はとても難しい職種だと思ひます。ぜひ、チロルに来た方が、またチロルに来たいと思つてもらえるような真心のこもつたサービスを提供していただければ、安定した集客が見込まれるのではないかと思ひます。

チロルの湯もリニューアルすることですし、従業員の皆さんにも研修旅行という、一泊二日ぐらゐの旅行で気持ちをリフレッシュしていただいて、新たな気持ちでオープンを迎えて、お客様を迎えていただけるような、そういう研修旅行というのもお考えいただけないかなと思ひつております。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 私のほうの立場といたしましては、公社内のほうで、それらも含めて、先ほど議員のお話のとおり、内外の部分での研修は行つ予定だと思ひつてお伺いしております。ですから、講師を招いたりとか、外部のほうに行かれるというようなことも若干計画はされているようでございますけれども、研修的な旅行というのはあれですけれども、研修という意味では、これは全従業員がしっかりと持つていただき、やられると思ひつております。

議員の御意見につきましてはお伝えを申し上げて、検討をしていただきたいと思ひつております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） ひとつ、そういうかた苦しくない研修も必要かなと思ひますので、よろしくお伝えください。

あと、4番目の従業員の新規雇用についてなのですが、かなり前ですね、以前、チロルを利用した方で、御飯を食べにレストランに行つたところ、きょうは団体の予約があるから御飯類はつくれませんと言われたということを知りました。御飯を食べたくてレストランに入つたのですけれども、団体さんが毎日予約があるということは余りないので、たまたまその方がタイ

ミングが悪かったのかなとは思いますが、レストランで御飯が食べれないということは本人たちも想定していなかったようで、そんなことを聞いたので、ちょっとレストラン的にも人手が足りないのかなという気がしまして聞いたのですが、きのうの質疑の中でも、従業員を新規に採用することはないということでしたので、またリニューアル後、このように食事をしたくてレストランに行っても御飯が食べれないのでは、ちょっとやはり、ああって思うので、そういう場合は事前に、きょうはレストラン、こういうメニューしかできませんみたいな張り紙をすとか、そういうちっちゃな心配りというのもこれから必要になってくると思うのですが、そういうような小さなことも協議していただけるようにお話ししていただくことは可能でしょうか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 私のほうといたしましては、レストランでお食事が、御飯類ができなかったということは、小さなことではなくて非常に大きな問題かなというふうに思います。議員のほうで御配慮いただいたのかなと思いますが、申しわけありません、それがどのような形になったのか、申しわけありません、私のほうでは聞いておりませんでした。ですから、何らかの要因があったのかもしれませんけれども、決してそれは好ましいことではないというふうに思っておりますので、それらにつきましても、また、その他の部分の細かいことにつきましても、ないようにしていきたいというふうに思っておりますので、それらについてはお伝え申し上げたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） では、よろしく願いいたします。

次、高齢者健康センター等利用優待券について、4月、5月、2ヵ月しかたっていないので、46%ということで、この数字がどうなのかというのはちょっとわかりませんが、今回、広報4月号と5月号に掲載されていましたが、広報自体読んでいない方もいらっしゃるのかなと。目が悪くて字がもう読めないのだと。そういう方がいるのか、また、わざわざ取りに行くのは足が痛いから、面倒くさいから行かないわという、最初からそういうふうに諦めてしまっている方もいらっしゃるのか、その辺はちょっとわかりませんが、各地区で日時を設定して交付ということをしていましたが、意外と自分の町内から、もらいに行く会場が遠いとか、そういうのもあったのではないかなと思うのです。

それで、次年度以降も継続していける事業だと思っておりますので、今後の会場の設定の方法ですとか考え直す必要もあるのではないかなと思うのですが、いかがお考えかお聞かせください。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 今年度の事業としましては、御指摘されたように、各市内に出て、4月の段階で交付して、その後、保健福祉課のほうで交付しております。

次年度以降は、今年度の反省を踏まえながら、また改めて検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） ぜひ、やはり、車のない人の身になってといたら変な言い方ですけども、やはり歩いてとりに行くとかという人のことを考えて、もうちょっと考えていただければ、まだとりに行く人がふえるのかな。たとえ自分が入らなくても、券、もらえるものももらいたいとみんな思うと思うので、そういうこともできるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、入院されている方は、御本人がお風呂に入るということも、意外と、いつに

なったら退院できるという保証もないので、取りに行かないのかなというのがありますが、御家族でも委任されれば取りに行けるということなので、今後も広報などでも、代理の方でも受け取れますみたいなことを、ちょっと前面に出していただければ、取りに行く人もふえると思いますが、広報のほうでもそういったことを今後されていくというお考えでよろしいでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 広報以外にも、いろいろな老人クラブの総会ですとか、これからも行事が各種ございますので、その中では、これまでもPRしておりますし、今後もそういう機会を設けまして、今、議員がおっしゃられた内容も含めて、PRに努めていきたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） よろしくをお願いします。

次、3番目ですね、この事業につきましては、高齢者や障がいを抱えている方を対象にしている事業ということはわかっているので、若い方とか、全世帯に交付されるということになると、また違う支援というか、そういうふうになるのかなとは思いますが。ただ、若い方々の中では、家族で日帰り温泉に行っているという方も結構いらっしゃると思います。歌志内の施設はもちろんですが、車を持っているので近隣の市町村まで行っているという話も聞きました。

そこで、市民サービスという意味合いといたらいいか、各家庭にも将来的に、こういった優待券を配付するというようなことを、事業としてやっていくような可能性があるかどうかお聞かせください。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） この事業につきましては、保健福祉課が主体となって、高齢者及び障がい者の方ということで実施している事業でございますので、全世帯を対象にするという趣旨になってきますと、また考え方が変わってきますので、なかなかお答えは難しいのですが、例えば、現在やっている事業が大体1,900人分で見込んでおりまして、400万円ということで、算計上をしております。

全世帯となりますと、単純にいうと2,200世帯分ぐらいになりますので、同じく500円の5枚で計算しますと大体550万円ぐらい。ただ、1世帯に5枚となりますと、今、個人で5枚やっておりますので、2人世帯、4人世帯でも5枚以下というふうになるかと思えます。そうなってくると、結局は1人に5枚ということになりますと、全人口になってくるのではないかなと思います。全人口となりますと、大体、現在ですと4,105人ぐらいいますので、単純に掛けますと1,000万円ちょっとのお金が必要になってきますので、そうなりますと財政的な負担も大きくなっていくのかなというふうにも考えておりますので、その辺については、現時点ではなかなか難しいのかなというふうには考えております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。

昨日、チロル関連の質疑の中で、チロルが安定した経営を続けるためには日帰り入浴客を定着させることが重要だというようなお話もございました。まさに今言った、市民各世帯に優待券を配るということは、市民サービスとして、市民からも喜ばれます。また、市民は、その優待券でお風呂に入りに行くと、歌志内の施設であるチロルや神威岳温泉もお客さんがふえて、どちらにとってもメリットがあると思います。

今まで65歳以上ですとか、障がいを抱えていらっしゃる方々には1人5枚ということで交

付されていたので、その辺はそのままにしておいて、若い世代は、多分、各世帯5枚でも少ないということはないと思いますので、そういうことも市民全体に目を向けていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 今、議員おっしゃるように、日帰りの入浴客をいかに確保するかというのが、これからの経営に大きなウエートを占めてくるのではないかなと、そのように思っております。

リニューアル後、どれぐらいの日帰りのお客さんを確保できるかというのが、一つの勝負になるのではないかと、そのように経営的には考えているようでございます。出てきた資料も、そのような形のもが出てきております。

ただ、今、課長からお話を申し上げたとおり、財政的な部分も市としてはございます。ただ、市民の皆さんから利用したいと、そのようにおっしゃっていただけるのであれば、非常にまた市としてもうれしいことであり、健康の増進にも非常に大きな役割を果たすのかなと思っております。貴重な御意見として受けとめさせていただきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） ぜひ、前向きにお考えいただきたいと思っております。よろしく願いたします。

次ですね、3番目、奨学金の貸し付けについてです。

委員会でも、この前、同じようなことを伺って、同じようなお答えをいただいて、近隣の市町村もこのぐらいの額なのだというお話でした。ちょっと考えてみたのですが、歌志内も近隣と同じだからいいというのは、その辺はどうなのかなと思ひまして、ちょっと今回、質問をさせていただいたのですが、歌志内は近隣と比較して、子供の数は余り多くないと思ひます。ことし3月に高校を卒業をした子供も大体30名弱。その中で、少なくとも10名前後の学生が、大学や看護学校、専門学校へ進んでいます。歌志内から札幌へ通学している学生も、私が知る限り2名はいます。進学した学生の中にも、確実に5名の子供は奨学金を借りて、今、大学へ行っています。あと、専門学校とかは、2年とか3年とか期間は短いのですが、医療系の学校とかになりますと、4年生大学と同じぐらいの授業料もかかるというのが現状になっています。

せっかく、歌志内には無利子で貸し付けを受けられるという、こういういい制度があるのに、なぜ使わないのかなと。皆さん、多分、需要がないのかな、それとも魅力がないのかな、そう考えたときに、私の場合は、はっきり言って金額が少な過ぎて選択肢には入りませんでした。せめて今の倍ぐらい貸し付けの金額があれば、利用したい子供たちや保護者は1名、2名とかといえるのではないかと思うので、学生機構の奨学金とかもあります、やはり利息がかからないという点で、歌志内市の奨学金のほうを少しでも見直ししていただけないのかなと思ひます。

もう一度お聞かせください。

○議長（山崎数彦君） 杉山主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 本田議員のおっしゃるとおり、現在、市の奨学金の貸付制度は無利息で、ただし、月額2万円までで貸し付けを行っております。この制度につきましても、貸付金額を上げたほうがよいのではないかという御指摘でございますが、もし、貸付金額を見直した場合に、例えば、その場合に、貸し付けの条件、こちらのほうも例えば無利息でよいのかとか、返済期間は今の5年ないし10年という中でよいのかとか、または、個人へ

の貸し付けを、返済期間を延ばしたとして、市の教育委員会がその支援機構並に個人への貸し付けを20年も、管理といいますか、把握ができるのかと、そういったことの検討も必要かというようなこともありまして、慎重な検討が必要ということで考えております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。

いろいろとお金を貸すということは、返してもらわなければいけないということが前提になりますので、今、これだけ就職ができない時代に、お金が返ってくるという100%の保証もないので、余り金額を大きくして、借りた本人にも多分、負担になると思うので、そういったことは、ちょっと今のところはやりたくないという考えはわかります。でも実際、今、子供たちは日本学生機構、こちらの奨学金を借りて学校に通っています。第1種、無利子のほうの奨学金もありますが、こちらは結構条件がありまして、成績ですとか家庭の収入、あと、在学している高校の校長の推薦、こういったものをクリアしないと第1種は借りられないので、意外と第1種を借りている子供たちは、数としてはそんなにいないのかなと。皆さん、ほとんど利息のかかる第2種というものを借りて、学校に通っているのが現状です。

ですから、せめてJRで、今、札幌に通学するとしたら3万6,000円ぐらいかかります。あと、中央バスでも通学している子供がいますが、中央バスは実日数でいくので、大体2万6,000円ぐらいで通学しています。ですから、せめてうちから通えるような金額ぐらいは考えていただきたいと思うのですが、そのことについてお聞きかせください。

○議長（山崎数彦君） 杉山主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 確かに、学生支援機構の貸付制度は、第1種は無利息でございまして、第2種は利息つきで、ほぼ希望すれば借りられるということでございます。最高で月額12万円まで借りられるという仕組みで、最高12万円借りますと、年間144万円、4年間で576万円借りられることとなります。利率については若干変動しますけれども、支援機構のほうで大体想定しております利率が約3%ということなので、576万円を20年間、3%で借りたら返済する金額が約七百七、八十万ということなので、利子分で200万円ぐらい返すということにはなろうかと思えます。

ただ、やはり本田議員も御心配されておりましたとおり、返済のことまでを踏まえていろいろな制度を利用してくだされば、私どものほうといいますか、この地元行政のほうでも、皆さんに対する利便というところだけを考えて、どの程度が可能なのかという検討だけをすればよろしいかとは思いますが、議員御心配のとおり、やはりその後の返済をしていただくという立場も考えますと、支援機構のほうも制度の重複利用などは制限をしておりますし、それから、市のほうも、もし制限を加えたとしても、果たしてそれをどのように確認したらいいとか、果たして貸しっぱなしの状態にならないとか、そのようなことももろもろ、心配なこともありまして、議員おっしゃる必要性もわかるのですが、ちょっと心配のほうも同じぐらい出てきまして、今のところ慎重に考えてまいりたいということでございます。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） 言っていることはわかります。うちも奨学金借りていますので、どうやって返していくのだろうと、すごい不安な気持ちもありますけれども、でも、やはり子供が学校に行きたい、でも、自分の家にはお金がない。でも、行きたい。行かせる手段があれば、利息がかかって、奨学金を利用しても行かせたいと思うのが、今、やはり、これだけ就職ができない時代なので、少しでも有利な資格を本人にとらせて、いい職について、子供の将来を考えると、保護者としては、そこまでしても、やはり学校に行きたいという子供の願いを叶

えたいという思いもあるのかもしれませんが。

ですから、やはり返すことを考えると貸せないとは思いますが、それなりに厳しい条件をつけても、本当に必要としている子供とか保護者は借りに来るのではないかと思いますので、その辺もう一度考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次、一時金のことで、ちょっと何点か聞かせてください。

日本学生機構で、入学時特別増額貸与奨学金制度、こういうものがあって、10万円から50万円、自分の希望する額を申し込むという制度があります。ただ、これも子供が大学に入学してからの支給なので、5月ではないとお金が手元に入りません。そうすると、大体、今、大学とか専門学校では合格通知が届いてから2週間ぐらいの間に入学金ですとか前期授業料、こういったものを納めなければなりません。合格通知が来て、急いで国の教育ローン、こちらを申し込んで審査に通ればぎりぎり間に合いますが、希望者が全て国の教育ローンの審査に通るとは限りません。そうすると、大学とか専門学校などでは、特別な理由があれば授業料を納める時期をおくらせてくれるという制度もありますけれども、入学金に至っては、入学金を納めないと本人に入学する意志がないということで判断されてしまいますので、その学校に入れなくなります。大体、入学金20万円前後で、中には学校によって特待生とかに選ばれば免除制度というのがあります。そこで、奨学金を借りる予約はしているのだが、入学金がちょっと今は準備できないような事情のある家庭もあるのではないかと思いますので、今回、ちょっと一時金についてどういうふうにお考えなのかなということで、聞かせていただいたのですが。

隣町の上砂川町では、入学奨励金という制度を設けてあり、20万円以内まで貸し付けをするということを行っているようです。ですから、歌志内でも、そんな50万円とかではなくて、入学金に見合うような金額、そういったものを貸し付けていただくことも可能なのかなと思いますが、その辺のことについてお聞かせください。

○議長（山崎数彦君） 杉山主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 一時金をどのように用立てるかということも本当に切実な、この当該年齢の子供さんを持つ家庭にとっては切実な問題と考えております。

まず、この奨学金というところで検討をいたしますと、やはり奨学金は、あくまで学生本人に貸し付けて、将来、就職するということを前提に、その就職した給料の中から長期間にわたって返済をしていただくという仕組みでありますので、やはりそこには、本人には一時的に便宜を図れたとしても、将来にわたってめどの立たないような借金をさせてしまうような仕組みは、やはり慎重に考えなければならないというふうに考えております。

また、家庭ぐるみで考えるということでありましたら、家庭でいえば保護者の方でありましたら、例えば国の進学ローン、または民間金融機関の進学ローン、その他の制度もございますので、そちらの活用のほうもぜひご検討をいただいて、よりよい進路決定などをしていただきたいという考え方でございます。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） わかりました。

ただ、国のローンを借りるのにも審査があるので、全員が全員ローンが通ればいいのですが、そうでない家庭も多々あるのではないかなと。たまたまそういう家庭に育っている子供で、能力はあるけれども家庭的な事情で学校に進むことができない、将来的な芽をそこで摘んでしまうのではないかなというようなことも考えられますので、今、報道とかでも、生活に余裕のない子供たちは、希望する教育を受けることができないために、就職しても収入などにも格差が出てしまうような、負の連鎖のような言葉も耳にすることがあります。ですから、銀行

ですとか、国の教育ローンですとか、そういうローンが通るような家庭の子供さんでなくて、本当に困っている家の子供さんというのですか、そういう方を対象に、学びたいという気持ちを大切にというか、そういうような支援もしていくのがいいのではないかなと思うのですが、いかがお考えかお聞かせください。

○議長（山崎数彦君） 杉山主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 現在の進学指導を行う高等学校におきましては、生徒本人の適正だとか成績、もちろん本人の希望もございませう。その上で、今度は本人の家庭が希望する学校への経済負担に耐えられるかどうかも含めて進路指導をしているように、これは最近まで高等学校の校長先生をしておりました方から聞いております。そういったこともありませうので、それぞれの、その時々によりまして、また要望だとか家庭の状況なども変わってくると思ひませうので、その時代に応じた検討はしていかなければならないと思ひております。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） ぜひ、よろしくお願ひします。

歌志内市では、新産業等創造事業とか市内で頑張っている人たちには、それなりにすごく応援していくという支援を行ってあります。ですから、次の世代を担う子供たちのためにも人を育てていく、こういうような支援も考えていただきたいと思ひますが、いかがお考えかお聞かせください。

○議長（山崎数彦君） 森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） 今、議員のほうから御指摘ありましたように、子供を育てるといふことは、お金がかかるということは何々わかってあります。先ほども主幹のほうから言ひましたけれども、高等学校でも非常に進学に対するお金の問題といふのは重大な問題になってきてあります。

それで、高校に私がおりましたときから、保護者に対して、1年生の入学時から、保護者の説明会を年に2回ほど行って、大学に行く場合に、あるいは専門学校に行く場合に、どれぐらいのお金がかかるのだといふようなことをずっと説明してありまして、2年生も同じですし、3年生もそういうような説明会をしてあります。それで、そこの中で、1年生から早目にそういうような準備を進めてくださいといふようなことを学校のほうで指導してあります。

ところが、子供たちはずっと自分の家庭に、やはり経済的な余裕がないから就職をするのだとずっと言ひてきて、急に3年生になってから、実はやっぱり専門学校に行きたいわと、急にそういうふうに進路変更をした場合に、やはり家庭の中で経済的な問題が生まれてくるといふようなこともありまして、今、議員がおっしゃられたように、推薦入学等で合格が発表されれば2週間以内に何十万も、あるいは何百万も払わなければならないといふ現実がありまして、そうなったときに学校指定の枠を得て、推薦をして、そして入学金を払ってくださいといふような段階になったときに、逆に入学辞退といふようなことで学校指定を外されるといふようなこともありませうし、先ほど主幹のほうも言ひましたように、将来的に本人が返していかなければならないといふようなことで、それだけ負担を背負わせていいのかどうかといふような問題もございませう。そのところを慎重に判断していかなければならないと。

本当に子供を育てるといふ意味で、重々わかるのですけれども、やはり最終的に子供を苦しめるといふようなことにならないように検討をしていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） やはり、借金を自分で働いて返していく、それだけお金を借りても

学校へ行きたいと思う子供は必ずいると思います。ですから、そういうことを歌志内では助けられるのだよということを、子供たちは歌志内で奨学金制度があるのを多分知らないと思います。広報を見ているかどうかはわからない。うちの子供の友達と子供たちは知りませんでした。ですから、そういう情報も親が伝えていかないとわからないことだとは思いますが、歌志内では、これだけ頑張れる人にはこういうことを応援していますみたいなことをやっていただけるような、そういった温かい、幅広い御支援を考えていただきたいと思います。

では、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さんの質問を打ち切ります。

質問順序4、議席番号2番川野敏夫さん。

一つ、チロルの湯改修とその関連について。

一つ、廃棄物焼却処理施設エコバレー歌志内の事業撤退とその関連について。

一つ、歌志内市の教育について。

以上、3件について。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 昨日の報告第6号、ないしは前段の議員の一般質問にて、私の質問、大分明らかになったことがあります。

一応、通告済みですので質問をいたします。

件名の1、チロルの湯改修とその関連について。

チロルの湯の改修作業が始まりました。市民からは、大きな期待と同時に不安と不満の声が聞かれます。私ども市議会としては、不安と不満の意図を聞き取り、市民に確かな説明をしようとする計画、これは7月に議会報告会を予定しているのですけれども、その計画がありますので、ここで伺います。

①総事業費1億5,119万1,000円をかける工事は、歌志内市の身の丈に合ったものなのか。

②チロルの湯と神威岳温泉は、温泉とレストランなど類似する二つの施設が共存できるのかという声が聞かれるが、見解はいかがか。

③リニューアル後の収支事業計画はどのようなものか。

④工事計画の中、特徴を持つ事項（家族風呂など）は検討されたのか。

⑤2階宿泊室内のトイレ設置を期待していたが、計画はいかがか。

⑥サービス、料理、接遇等の具体的改善計画はどのようなものか。

⑦アリーナチロルの改修計画はないようだが、休館はなぜか。

件名の2、廃棄物焼却処理施設株式会社エコバレー歌志内の事業撤退、解体とその関連について。

①他自治体にて排出基準規制変更等によって使用を停止した焼却施設の解体が、ダイオキシンの飛散処理対策にかかる経費の関連で滞っていると聞かすが、エコバレー歌志内の飛散処理対策が安全であると確認されているのか。

②エコバレー歌志内負債整理にて、株主として歌志内市が負う責任はないのか。

③中・北空知エネクリーンの稼働後2ヵ月半経過したが、当初計画に対し、処理量、稼働状況、雇用計画、安全基準等々の情報はあのか。

④このことについて、現行の処理費用市民負担の変更はあるのか。

件名の3、歌志内市の教育について。

①教育委員会制度の変更検討が報道されているが、当市では制度の課題をどのように捉えて

いるか。

②土曜授業のあり方についての見解はいかがか。

③幼稚園の中学校舎への移転計画が聞かれるが、どのような検討がされているのか。

④小学生の残念な交通事故がありました。幸い順調に回復しているとのことで一安心しております。中学生の自転車通学時のヘルメット着用は見るが、帰宅後や小学生、園児の自転車使用に関してどのような配慮がされているか。

⑤用務員の配置がなく、男手のない歌志内幼稚園では、この時期、草刈りに難儀をしておりました。毎年のことですから、支援地域本部事業として計画に取り組むべきではないかと思うがいかがか。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 私どもから、件名の1、チロルの湯改修とその関連についての①から⑦、件名2の廃棄物焼却施設株式会社エコバレー歌志内の事業撤退、解体とその関連についての②につきまして御答弁申し上げます。

総事業費1億5,119万1,000円をかける工事は、歌志内市の身の丈に合ったものなのかという御質問でございます。

高齢者健康センターチロルの湯は、多くの市民の憩いの場、健康増進の場として利用されてまいりましたが、平成4年12月にオープン以来、20年を経過し、施設も老朽化してきたことなどから、浴室の改修を中心にリニューアルすることといたしました。また、地域サロンの施設として長く活用されることを願うものでもございます。

なお、当市の財政力を考えますと、大きな投資ではありますが、新基金の財源活用により改修可能と判断し、本事業に着手したところでございます。

②のチロルの湯と神威岳温泉の類似施設の共存の関係でございます。

チロルの湯と神威岳温泉は、それぞれ趣に違いがあり、実際の客層にも差異があります。しかし、類似する施設であり、両方並び立つことは、当市の財政規模からも困難であると認識しており、スキー場への投資がどこまで続けることができるかが判断ポイントとなってまいります。振興公社と指定管理者が自主独立できることを期待しております。

リニューアル後の収支事業計画はどのようなものかという御質問でございます。

収益面では、入館利用者数を月平均で1万1,500人、1日約380人とし、現状の2割増しを想定しており、入館増に連動し、レストラン、宴会、売店、自動販売機などにおいて、それぞれ1割から2割の増収を見込んでいるとのことであります。

一方、事業費用においては、浴室等の機器整備の変更に伴い、燃料費、水道光熱費の経費が大きく変わることが予想されることから、特に浴室関連機器等の状況に注視し、施設管理費の抑制を図ることが重要であるとのことであります。

④の工事計画の中、特徴を持つ施設として、家族風呂などを検討されたのかという御質問でございます。

他の施設にない特徴的な設備として、家族風呂を含め検討を行いました。改修費用、施設構造などを考慮し、できる範囲での設備改修を検討した結果、新たなお風呂として、つぼ風呂、ブラックシリカを使用した健康休憩コーナーの整備により、利用される皆様に喜んでいただくことにしているとのことであります。

⑤の2階宿泊室内のトイレ設置の関係でございます。

今回の改修では、施設全体にバリアフリー化を施し、フロントから館内の動線の整備及び浴

室の全面改装、外観の改修を行うこととしたことから、2階宿泊室内のトイレの設置につきましては、当初は設置を視野に入れて検討しておりましたが、最終的には、計画からは除かれたとのことであります。

⑥のサービス、料理、接遇等の具体的改善計画の内容でございます。

リニューアルオープンに当たり、施設をきれいにして利用者の皆様をお迎えすることはもとより、接遇面を向上させ、より一層喜ばれる料理を提供することは大変重要であります。このため、休館中の約2ヵ月間は、接客部門の派遣研修、並びに外部講師による全体のレベルアップを図るほか、名物料理、デザートなどの新メニューの開発に取り組まれるとのことであります。

⑦のアリーナチロルの関係でございます。

アリーナチロルにつきましては、冬期間における燃料費等がかさみ、振興公社の収益悪化の大きな要因になっているとともに、屋根や人工芝の傷みが激しく、補修に多くの費用を要することから、このたびの施設改修を機に休館にするとのことであります。

次に、件名2の②でございます。

エコバレー歌志内負債整理にて、株主として歌志内の責任の御質問でございます。

エコバレー歌志内においては、明年3月までの会社清算結了に向け、施設の撤去及び事務手続が進められておりますが、本市における責任として今後想定される事項としては、出資金に対する権利放棄の要請があるものと思われまます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 私からは、件名の2、廃棄物焼却処理施設（株）エコバレー歌志内の事業撤退（解体）とその関連についての①、③、④について御答弁申し上げます。

①エコバレー歌志内の飛散処理対策の安全確認についての御質問でございますが、一定規模以上の廃棄物焼却施設の解体につきましては、国において解体を安全に行うための要綱が整備されており、事前に労働基準監督署への届け出が義務づけられております。

株式会社エコバレー歌志内の施設につきましても、3月5日に届け出が受理されており、解体事業者も焼却施設の解体実績が数多くありますので、飛散処理対策を含めまして安全性に問題はないと判断をしております。

次に、③中・北空知エネクリーンの稼働後の状況についての御質問でございますが、ごみの処理量につきましては、搬入量と同量が処理されているものとしてお答えいたします。

4、5月の2ヵ月のごみ処理量は4,485トンと、年間の計画量2万2,806トンの約19.7%を2ヵ月で処理をしており、2ヵ月分としては少し多い処理量となっております。

4、5月の炉の稼働状況につきましては、1号炉は、61日の計画に対して61日、2号炉は、26日の計画に対して49日稼働しております。

雇用関係につきましては、運転管理会社の事業職員は35名で、そのうち構成企業からの出向または派遣職員が6名、エコバレー出身者が28名、新規雇用者が1名と聞いております。

焼却施設から排出される各種廃ガス数値は、市役所1階ロビーのモニター、エネクリーン駐車場の表示板、広域連合のホームページで公表しており、法定値及び管理値を下回り安全に運転はされており、施設的なトラブルも特にないと聞いております。

次に④、ごみ処理費用市民負担の変更についての御質問でございますが、当市のごみ処理につきましては、砂川地区保健衛生組合で共同処理をしており、平成14年10月に有料化されてから、ごみ処理手数料は据え置かれ、また、同組合を構成する2市3町のごみ処理手数料

は、現在、同一料金となっております。

中・北空知エネクリーンの稼働によりまして、同組合では、中長期的なごみ処理経費の再積算をすることとしており、当市では、その経費を反映させた上で、ごみ処理経費総額に占める受益者負担の割合や近隣市町との均衡などを考慮し、見直しが必要か検討する予定であります。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 3の歌志内市の教育について、①から⑤を御答弁させていただきます。

まず、①の教育委員会制度の検討の関係です。

報道されている課題は、主に地方教育行政における権限と責任の所在や役割分担をどうするかということで、自治体運営全体にかかわる課題であると認識しております。本市では、市長部局と教育委員会が強調して諸問題の解決に取り組んでいるところであり、当該制度改革が必ずしも危急の課題であるとは捉えておりませんが、国等における議論を踏まえながら、望ましい制度のあり方を求め、教育行政の一層の充実を図ってまいります。

次に、②の土曜授業のあり方の関係でございます。

平日の授業の負担軽減や児童生徒と向き合う時間の確保が期待できる一方、教職員の負担増などの課題もあり、現行の学習指導要領や制度、体制下における実施は難しい状況にあります。現在、国において法令の改正なども含め、週6日制の制度設計の検討が進められておりますことから、今後これらの検討状況を注視しながら、子供の教育のための制度改革に取り組んでまいります。

次に、③の幼稚園の中学校校舎への移転の検討の関係でございます。

幼稚園園舎の老朽化対策としては、普通建設事業計画において園舎の新築を計上しているところであり、移転についての具体的な計画はありません。しかしながら、少子化に伴う背景や新築費用、効率的な園舎管理などを考慮し、新築以外の手法についても検討しておく必要がありますことから、所管施設である学校校舎活用に関するメリット、デメリットの研究を進めているほか、幼保の連携、一体化なども模索しながら、効果的・効率的な教育環境の整備を図ってまいります。

次に、④の自転車通学時のヘルメット着用とかの配慮という部分のところでございます。

自転車通学者がいる中学校におきましては、対象生徒への指導のほか折々に、街頭指導及び保護者への安全指導を依頼しており、1年生についてはヘルメットの着用を義務づけております。幼稚園児及び小学校児童につきましては、通園、通学における自転車利用ではありませんが、道路交通法上、13歳未満の児童、幼児の保護者には、自転車の乗車の際にヘルメットをかぶらせるよう努力義務が課せられていることなどを踏まえ、交通安全教室等における啓発、指導を徹底するとともに、保護者に対する周知に努めてまいります。

次に、⑤番、支援地域本部事業の関係でございます。

御質問のこの時期と、幼稚園の運動会前を指していると理解いたしますが、この時期の幼稚園の草刈りは、小学校と同様に父母の会に協力をお願いしているところでございます。学校支援地域本部事業につきましては、学校からの要望と地域からの申し出などを実行委員会やコーディネーターが調整しながら支援活動をする仕組みですので、要望と支援が一致するよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩いたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） それでは、最初に件名の3から再質問をいたします。

5月の常任委員会で、小学校の視察をさせていただきました。学年を二学級、中へ入って、みんなと一緒に勉強をしたのですが、この中でも若干の偏差があるというような感じが見受けられたと。私ばかりではないと思うのですが、それも学年によってですけれども。一応、今期の予算では、夕焼けタイムの想定ですとか、それから、おくれを取り戻すというような格好で進められているのでしょうか、現在、土曜日は休暇ということになっているのですが、この時間の使い方、土曜日の児童生徒がどんな過ごし方をしているかということも含めて、この偏差を夕焼けタイムだけで解消、それから、何年か先に中学行った、高校行ったというときにも解消するためには、もうちょっと土曜授業ということも検討しなければならぬかなというふうに考えるのですが、その辺の見解はいかがですか。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 先ほども答弁の中でも、ちょっといろいろお話させていただいておりますけれども、今の学校週5日制、これについては1992年から月1回休む、それから月2回休む、そして全部休むというような、大分時間をかけた中で進んできたというところがあります。そういう中で、今、国のほうで、土曜日のいろいろな各地で、実際には土曜日に、いろいろPTAが主になって授業に出るとか、いろいろなことがされているという実態も聞いております。そういう中で、国が、今まさに検討を始めたということだと思っておりますけれども、今現在そういう土曜日に授業をやるということと、例えば、夏休み、冬休みを少し減らして、そこで授業をやるということも中にはあるようなことです。

その中で、やはり新学習指導要領について、授業時数がすごく多くなったということの中で、子供たちの負担が多くなってきているのではないかという意見も、やはり中にはあります。そういう中で、満足に学校として、先生方が子供たちに対しての教育相談とか、学校行事の準備とか、そういうことも月曜から金曜だけで賄えるのかという意見もいろいろあるというようなことが言われているところでございます。

今、まさに国のほうで検討が始まっているという中で、今後、土曜日を学校として授業できるのかということは、これから法改正も含めて文部科学省とやるのだと思っておりますけれども、ちょっとそこら辺、いろいろ情報収集しながら、国の動向を見ながら、歌志内市の教育委員会も考えていきたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 報道では、私立の学校は、ほとんどその時間、土曜日を使わないと目的の達成がないということで、相当動いているようなので、歌志内、今、言いました、夕焼けタイムの必要性がどんどんふえてくると、やはり土曜日も考えなければならないのではないかなというふうに考えますので、その辺の検討をよろしくお願ひしたいと思います。

3月定例の教育行政執行方針の中で、これもさっきの答弁にあったのですが、幼保の一元化、それから幼稚園園舎の中学校活用というようなことがうたわれまして、その後の検討いろいろ進めていると。今のところ計画はないということですが、やはり、その耐震

性、それから老朽化ということになると、一応姿勢としては27年度ぐらいから考えたいということも書かれておりますけれども、それに対して、さきにお尋ねした幼稚園、それから、きのうはもう既に刈られておりましたけれども保育所、この関係の周りがほとんど草ぼうぼうでした。

やはり、中学校へ移転しますと用務員さんがいます。それで、中学校の用務員さんが除雪、草刈りなんかを担当していただければ、この方面のそういう草刈りを父母にお願いする、ないしは、先ほどでは、要望と支援が一致すればということでしたけれども、やはり中学校へ移転するというのは進めるべきだと思うのですけれども、今のところ計画はないということで、その辺、進めた考えはございませんか。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 3月の教育行政執行方針の中で、調査、研究を進めるということで書かせていただいておりますので、計画があるわけではなくて、まさに調査、研究を始めているということなのですけれども、要は、今、平成27年度に本格実施される、子ども・子育て関連法案3法、これの本格施行に向けまして、当然、幼保というものも視野に入れて検討していかなければならないというふうに我々も考えております。その中で、保健福祉課ともいろいろ連携しながら、いろいろ進めていかなければならないことですが、その前に、教育委員会内部でできることは何かという中で、幼保を視野に入れながら、どのような形で幼稚園教育を向上させるかということの検討を始めているということでございます。

その中で、今、検討しようとしているところは、中学校校舎を活用して何かそういうようなことができないだろうか、教育効果を高めることはできないだろうかということで、幼保に入る前の前段で、幼稚園教育としてのできるところを調査、研究していきたいという内容でございます。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 一応、中学校の校舎そのものは、幼稚園園児の移転に関しては、十分スペース的にも、それから環境的にもいいのかなというふうに考えるのですけれども、ただ、中学生の年齢と、それから園児の年齢と、この差がある年齢が一緒の施設に入ると本当に安全かと、いろいろな面で。この辺も、よっと危惧があつて、これを一番最初に、もちろん保護者と相談し合って結論を出すということが一番大切なんでしょうけれども、それが全部クリアできてからでない、前段には、前には進めないというふうには私も考えるのです。

ただ、使えることを前提にするためには、何をどうしなければいけないかと。何年前でしたっけ、小学校移転、それから中学が高校へ移るというときにも、いろいろ窓の高さがどうの、階段の高さがどうの、トイレのぐあいがどうのといういろいろ検討はされたと思います。その辺をいかに検討してクリアするかと、そういうことまで課題に上がっているのか、どうか、その辺をお伝えしてください。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 幼保に関しては、過去、平成18年ですか、今の中学校、昔の旧歌志内高校を譲り受けるための検討の中で、1階を幼稚園と保育所、2階、3階を中学校施設ということで1回検討をしましたけれども、やはり道教委としては、お金をかけて歌志内市にあげるわけにいかないという、難しい問題をちょっとそこら辺はうまくいかなかった経緯があります。その後、中学校移転の際に、議員さん方からのいろいろな意見もございました中で、小学校も一緒に入れたらどうかという話の中で、前の教育長がお話しした中では、例えば小学校と中学校を入れてやる場合で、窓の高さとか階段の高さが違うのだろうと。例えば、小学校

1年生の小っちゃい体と、中学校3年生の大きな体ということの体格の違いということも、そういうこともあるということの中で、1階、2階、3階が校舎ありますので、そういう部分で小学校1年生が3階まで上るとか大変だろうとかいろいろな中で、ちょっとそういう部分では施設の対応としては難しいのではないかということでの過去の答弁があったところでございます。

今回、それも含めての検討となりますけれども、例えば1階を18年度と同じような形で考えるとすれば、1階だけを幼稚園と保育所にして、2階、3階を中学校にするということであれば、ちょっと体格的な、階段の高さとかは関係ないかなというようなこともあるかなと思いますけれども、どちらにしてもそこら辺も含めて検討していかなければならない課題だというふうには思っております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） いろいろな問題をクリアして、27年度に完成するかどうか、その辺をいろいろ検討をしながら、私たちも意見と情報を伝えてもらいたいと思います。

2番目のエコバレーの解体ですけれども、現在解体されている機械、あるいは床ないしは土壌、これはどこへ廃棄されているのですか。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 今、工事されている部分の廃棄先については、ちょっと確認をしております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 廃棄の方法、例えば運搬方法ですとか、それから当然、どこかの最終処分場に廃棄しているのだと思うのですが、それに対しても歌志内市は不安はないと、安全なやり方で投棄されているというふうに理解してよろしいですか。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 今、解体されている部分が、もう既に搬出されているかどうか、ちょっと確認をしておりますが、搬出されておりますも、その部分については産廃でございますので、産廃施設のほうにエコバレーで運ぶということで、それは確認しておりますので、それについては道路の運行の部分がありますけれども、産廃としての処理については問題ないというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 歌志内においては市民の負担、これから先、見直しが必要かどうか検討するということでしたけれども、近隣、滝川、赤平では想定よりも処理単価が1.5倍ぐらいになるというので、上げるよという地域も何カ所かありますよね。それで、その上げる地域に関しては、何が処理単価の想定を1.5倍も上がっていたのか、その単価の評価の仕方というのはどういうものか把握されていますか。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 新聞報道等で、中空知の衛生施設組合の構成市町につきましては値上げを検討しているということで、その中で1.5倍ということになっておりまして、その後、滝川のほうから常任委員会等で提出した資料等をもらって中身を確認はしてみたのですが、何が1.5倍になっているのかまでは、ちょっと分析がまだそこまでいっておりません。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） それでは、きのう大分質疑がされて、大体理解できたのですけれども、チロルのこの改修、新基金が9,670万円助成されます。きのう議決された水耕栽培、

これにも8,620万円助成されます。

それで、あと基金の残高は幾らぐらいになるのですか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） そのほか、当初予算で、本年度2次で神威岳のほうの観光事業、リフト整備、圧雪車等々、それから保養施設、当初予算で持っております。その金額が7,520万円でございます。それを合わせますと、25年度末では1億5,480万円が残という形になります。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） その基金残高ですけれども、今年度、今後、何か助成の申請計画というのは、もう既に上がっているのですか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 現在のところ、正式な形の中で申請を予定しているというところはございませんが、1件が検討をしているということでのお話といたしますか、まだ具体的ではないのですけれども、検討されているということはお伺いしております。

○議長（山崎数彦君） 川野議員、今の件については、通告外ですので。（「残高聞いてもいいけれども、どこかないかいというのは、うまくないということかい。」と呼ぶ声あり）

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） それでは、今回の改修に総事業費1億5,119万1,000円、これだけかける工事。これに、株式会社歌志内振興公社での論議、これは完全にリセットしてスタートするのだよという体制になっているというふうには把握はされておりますか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） そのような心構えの中、リニューアルオープンに向けて、公社内の中で、また、従業員としていただきたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） これ質問にもしたのですけれども、温泉とレストラン、これ二つともこの施設が指定管理のときの報告でも、ないしは今回の6号の業務計画でも自立できると、いわゆる黒字収支計画ということにはなっていなかったのですけれども、今後、必ずしも営利目的だけではなく、さっき話にありました市民の健康増進、レクリエーション施設として位置づけるとすれば、これは行政としても物心両面で支援の体制を確立すると。それとあわせて、振興公社社員一同、これにはもちろん取締役も含まれますが、これが危機を持った経営の安定化に努める、ないしは昨日、経営方針にもありましたけれども、地域経済の振興と住民福祉の向上の寄与するという体制になるということが必要だと思っておりますが、この点、行政としての体制、振興公社としての体制としては見解はいかがですか。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 昨日も説明申し上げましたが、高齢者の健康づくりの施設としてスタートしたということですが、その後、財政再建団体転落の危機を免れるために振興公社という受け皿を使ったといたしますか、お願いをして施設を買収し、そのことによって何とか転落の危機を逃れたと、これはもう事実でございます。

したがって、その段階から、すぐに黒字の施設という計画を立てておりましたけれども、なかなか現実には難しいところがあるということは、皆さんも御理解いただけたと思います。

ただ、この施設というのは、歌志内の市民の皆さんにとって、私は利用をすることが非常に大きなものがあるのではないかと、このような考え方を持っております。したがって、こ

の施設を今後とも市民の財産として活用していくとした場合に、きのう申し上げましたが、非常に施設的には20年間経過している中で傷んでいると。公社のほうで、浴槽もメーンのものが傷んで使えない。あるいは、ボイラーからの配管等々が非常に老朽化していることによって、亀裂等が発生して、水道水なんかが相当漏れているというようなことの報告を受けました。

したがって、公社としては、この際、リニューアルすることによって、そういう維持、修繕費等々の負担を減らす中で、何とか、今後の経営の上昇につなげていきたいという、そういう考えをお持ちの中で、この新基金を使い、市のほうへ残る金額の助成を要請する中で、集客のアップにつなげ、なおかつ経営を限りなくゼロに近づけるように努力をしたいと、こういうような考え方でこのたびの計画を立てたものと、そのように理解をしております。

今、議員の御質問にありますとおり、行政としても、この市の観光の核になっている施設の一つでございますし、市民にとっても非常に健康づくりのために利用できる施設であると。それとあわせて、市内の商業、ここからの物資の調達の一つの核になるのではないかと、このように考えております。

したがって、行政のほうでも、いろいろな事業というものをこの施設を利用する中で展開をし、費用的な支援を図っていききたいと、かように考えております。したがって、きのうも御指摘受けましたが、アリーナ等についても、これは経営ということを考えますと、振興公社としては、このマイナス要因の部分はカットすると、これは民間の志向として当然でないかと思えます。しかし、市民の皆さんが必要なのだと、利用しているのだと、なぜなのだというのであれば、行政としては公社と違いますから、それを費用対効果だけの計算では、私は、成立しないと。そこに税金というものを投入しながら、市民の福祉の向上につなげていくことが皆さん許していただけるという、そういう感覚、あるいは意見等々が集約されるならば、私はそこに行政として支援をしていくということはやぶさかではない、そのように思っております。

今後とも、いろいろな事業展開が市民のためにプラスになるというものがあれば、そういう中で支援方策というものを考えてまいりたいと、そのように考えています。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） ただいまのアリーナチロルに関しても、きのうも説明受けました。それで、やはりチロル自体は、特に冬期間、高齢者の健康維持を図る場所と、その提供ということで必要だというふうに、各市民が、いろいろな団体の声が聞こえます。ただ、その声の中に、やはり赤字分の補填でないのかという声が若干、こういうやゆされていることがあります。それで、そういうものではないのだよと、しっかりした年次計画で、こういうのを市と振興公社が皆さんのためにやっているのだよという、その計画的な丁寧な説明、それと今、市長がおっしゃった意見の集約、こんなのを丁寧に市民に説明する必要があると思うのですけれども、その件に関してはいかがですか。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） おっしゃるとおりだと思います。

機会を見つけ、探り、そういう説明をしながら、皆さんの意見を集約していかなければならないと思っております。ただ、全てが賛成ということには私はならないと思えます。したがって、どういう段階で判断をしていくかと、そういう部分もあろうかと思えますけれども、その辺につきましては、議会のほうへそういう内容を報告しながら、また、御意見を伺いたいと思っております。

いずれにしても、100対ゼロということはありませんと思っておりますし、ただ、常識的

に、もし、完全な閉鎖が行われた場合に、果たして歌志内の市民の皆さんが冬期間の健康福利も含めて、どのように御理解いただけるかということも、御意見の中で集約してまいりたいと考えております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） はい、わかりました。

これも何回も質問に出たので、質疑としては成り立たないのしょうけれども、いろいろ言われるチロルの料理、それから接遇、これに関してはいろいろ苦言というか、中傷も入っているのしょうけれども、そういうのが聞こえます。これもリニューアルと一緒に、こういう苦言に対してもリニューアルできるよということを期待して、質問を終わります。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さんの質問を打ち切ります。

延 会 の 議 決

○議長（山崎数彦君） お諮りいたします。

本日の議事日程にあります議事が終わりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

延 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） 本日は、これにて延会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午後 2時37分 延会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 山 崎 数 彦

署名議員 梶 敏

署名議員 本 田 加 津 子